



長崎県公報

目 次

◎ 告 示	所管課（室）名
・生活保護法に基づく指定医療機関の指定	福 祉 保 健 課
・生活保護法に基づく指定医療機関の廃止	〃
・生活保護法に基づく指定医療機関の辞退	〃
・生活保護法に基づく指定介護機関の指定	〃
・生活保護法に基づく指定施術機関の変更	〃
・介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の指定	長 寿 社 会 課
・介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業者の指定	〃
・介護保険法に基づく介護医療院の許可	〃
・介護保険法に基づく指定居宅サービス事業の廃止の届出	〃
・介護保険法に基づく介護療養型医療施設の指定の辞退	〃
・令和4年長崎県内水面漁場管理委員会指示第1号に基づく水系の範囲等	漁 業 振 興 課
・公有水面埋立ての竣功認可	漁 港 漁 場 課
・保安林の指定	林 政 課
・保安林の指定の解除	〃
・長崎県における海砂採取に係る採取禁止区域等の指定	監 理 課
・都市計画事業の事業計画の変更認可	道 路 維 持 課
・車両制限令に基づく道路の指定	〃
・道路の区域変更（8件）	〃
・道路の供用開始（6件）	〃
・分区の指定	港 湾 課
・急傾斜地崩壊危険区域の指定	砂 防 課
○長崎県教育委員会関係補助金等交付要綱の一部改正	教 育 庁 総 務 課
◎ 公 告	
・大規模小売店舗の新設の届出	経 営 支 援 課
・大規模小売店舗立地法に基づく市町村の意見（4件）	〃
・肥料登録の有効期間の更新	農 産 園 芸 課
・測量の実施（2件）	建 設 企 画 課
・測量の終了	〃
・落札者等	物 品 管 理 室
◎ 教育委員会規則	
○長崎県立学校管理規則の一部を改正する規則	高 校 教 育 課
○長崎県教育委員会表彰規則の一部を改正する規則	教 育 庁 総 務 課
◎ 教育委員会訓令	
○長崎県立学校公印規程の一部改正	教 育 庁 総 務 課
○長崎県教育関係職員表彰規程の一部改正	〃

◎ 公安委員会規則

○長崎県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

交通企画課

◎ 公安委員会告示

・警備員等に対する検定の実施

生活環境課

◎ 人事委員会公告

・警察官Ⅰ類（男性）採用試験Ⅰ類A〔第1回〕・Ⅰ類Bの実施
 ・長崎県警察官Ⅰ類（女性）採用試験Ⅰ類A〔第1回〕・Ⅰ類Bの実施

人事委員会事務局
 ”

◎ 長崎県内水面漁場管理委員会指示

・漁業法の規定に基づくコイヘルペスウイルス病まん延防止のための指示

長崎県内水面漁場管理委員会

告 示

長崎県告示第191号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定によりその例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定医療機関として次のとおり指定した。

令和4年3月18日

長崎県知事 大石 賢吾

（指 定）

医療機関名	開設者	所在地	指定年月日	有効期間
もろおか薬局 幸町店	有限会社もろおか薬品 取締役 諸岡 健吾	長崎県諫早市幸町308-1	令和4年3月1日	令和10年2月29日
長津眼科医院	医療法人 大村会 理 理事長 黄 益培	長崎県大村市沖田町74番地2	令和4年2月1日	令和10年1月31日
松本医院	医療法人 松本医院 理事長 松本 和夫	長崎県雲仙市愛野町乙599番地	令和4年3月1日	令和10年2月29日
諏訪薬局スワ店	有限会社 諏訪薬局 代表取締役 諏訪 晴之	長崎県大村市諏訪2丁目658-22	令和4年3月1日	令和10年2月29日
吾妻ほのぼの薬局	株式会社アリタス 代 表取締役 星野 崇	長崎県雲仙市吾妻町牛口名344-1	令和4年3月1日	令和10年2月29日
大道寺歯科医院	大道寺 功	長崎県大村市東三城町18-2	令和4年2月1日	令和10年1月31日
大村アイランド歯科・ 矯正歯科	島田 淳史	長崎県大村市松並2丁目888番2	令和4年2月1日	令和10年1月31日

久根出張診療所	対馬市長	長崎県対馬市厳原町久根田舎467番地	令和4年3月1日	令和10年2月29日
豆酛出張診療所	対馬市長	長崎県対馬市厳原町豆酛3111番地	令和4年3月1日	令和10年2月29日
今里診療所	対馬市長	長崎県対馬市美津島町今里263番地3	令和4年3月1日	令和10年2月29日
鴨居瀬診療所	対馬市長	長崎県対馬市美津島町鴨居瀬182番地2	令和4年3月1日	令和10年2月29日
水崎診療所	対馬市長	長崎県対馬市豊玉町嵯峨615番地	令和4年3月1日	令和10年2月29日
三根診療所	対馬市長	長崎県対馬市峰町三根3番地70	令和4年3月1日	令和10年2月29日
佐賀診療所	対馬市長	長崎県対馬市峰町佐賀392番地	令和4年3月1日	令和10年2月29日
佐須奈診療所	対馬市長	長崎県対馬市上県町佐須奈乙1077番地	令和4年3月1日	令和10年2月29日
仁田診療所	対馬市長	長崎県対馬市上県町檜滝675番地第1	令和4年3月1日	令和10年2月29日
佐護診療所	対馬市長	長崎県対馬市上県町佐護北里914番地1	令和4年3月1日	令和10年2月29日
鹿見診療所	対馬市長	長崎県対馬市上県町鹿見833番地	令和4年3月1日	令和10年2月29日
伊奈診療所	対馬市長	長崎県対馬市上県町伊奈1279番地の3	令和4年3月1日	令和10年2月29日
一重へき地診療所	対馬市長	長崎県対馬市上対馬町一重514番地10	令和4年3月1日	令和10年2月29日
佐須歯科診療所	対馬市長	長崎県対馬市厳原町下原441番地2	令和4年3月1日	令和10年2月29日
豆酛歯科診療所	対馬市長	長崎県対馬市厳原町豆酛3058番地	令和4年3月1日	令和10年2月29日

峰齒科診療所	対馬市長	長崎県対馬市峰町佐賀608番地2	令和4年3月1日	令和10年2月29日
イルカ歯科医院	医療法人祐歯会 理事 長 富樫 宏明	長崎県諫早市栄町9番2号	令和4年3月1日	令和10年2月29日
壱岐市国民健康保険湯本診療所	壱岐市長	長崎県壱岐市勝本町布気触818番地10	令和4年3月1日	令和10年2月29日
森の脳神経脊髄外科	古賀 久伸	長崎県西彼杵郡長与町高田郷698-1	令和4年3月31日	令和10年3月30日
いしだ歯科医院	石田 豊	長崎県諫早市多良見町化屋481-3 プレステージ多良見2F	令和4年3月7日	令和10年3月6日
むつごろう薬局	不知火薬品株式会社 代表取締役 宮崎 清彰	長崎県諫早市白浜町2612-11	令和4年3月6日	令和10年3月5日
いきいき調剤薬局	有限会社 エムリス コーポレーション 代 表取締役 永江 英子	長崎県壱岐市郷ノ浦町郷ノ浦57-1	令和4年3月20日	令和10年3月19日

長崎県告示第192号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定によりその例によることとされる場合を含む。）の規定により、次のとおり指定医療機関から廃止の届出があった。

令和4年3月18日

長崎県知事 大石 賢吾

(廃 止)

医療機関名	開設者	所在地	廃止年月日
長津眼科医院	黄 益培	長崎県大村市沖田町74-2	令和4年1月31日
大道寺歯科医院	大道寺 功	長崎県大村市東三城町18-14	令和4年1月31日
平田整形外科	平田 重則	長崎県松浦市志佐町浦免1740番地1	令和4年2月3日

長崎県告示第193号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定によりその例によることとされる場合を含む。）の規定により、次のとおり指定医療機関から辞退の届出があった。

令和4年3月18日

長崎県知事 大石 賢吾

(辞 退)

医療機関名	開設者	所在地	辞退年月日
ほり内科クリニック	堀 博之	長崎県大村市松並1丁目191-1	令和4年4月1日
有家ふるせ歯科口腔外科クリニック	医療法人 エフ 理事長 古瀬 雄二郎	長崎県南島原市有家町中須川202番地1	令和4年4月1日

長崎県告示第194号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定によりその例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定介護機関として次のとおり指定した。

令和4年3月18日

長崎県知事 大石 賢吾

(指 定)

事業所の名称及び所在地	申請者の名称及び所在地	サービスの種類	指定年月日
医療法人 山本 歯科医院 長崎県東彼杵郡川棚町百津郷390番地5	医療法人 山本 歯科医院 理事長 山本 英一 長崎県東彼杵郡川棚町百津郷390番地5	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導	令和3年8月1日

長崎県告示第195号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第2項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、その例によることとされる場合を含む。）の規定により、次のとおり指定施術機関から変更の届出があった。

令和4年3月18日

長崎県知事 大石 賢吾

(変 更)

区分	業務の種類	指定施術機関名 (施術者氏名)	施術者住所	施術所名称・所在地	変更年月日
旧	柔道整復	中山 直秀	長崎県平戸市岩の上町1506-4	なかやま整骨院 長崎県平戸市新町43-1	令和4年2月1日
新				なかやま整骨院 長崎県平戸市岩の上町1506-4	

長崎県告示第196号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定により、次の事業者を指定居宅サービス事業者として指定した。

令和4年3月18日

長崎県知事 大石 賢吾

介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	申請者の名称及び所在地	指定年月日	サービスの種類
4260590130	訪問看護ステーション hibi 長崎県大村市杭出津2丁目54番地12F	合同会社hibi 代表社員 木下 智貴 長崎県大村市杭出津2丁目54番地12F	令和3年7月1日	訪問看護

4270502174	ヘルパー ステーション 笑みふく	長崎県大村市 富の原2丁目 361番地2 吉 川アパートA 号	合同会社 KAZUDAIO	代表社員 木 本 登代子	長崎県大村市 池田2丁目317 番地1 2階	令和3年7月1日	訪問介護
4272200959	訪問リハビリ ステーション 福寿園	長崎県五島市 吉久木町908番 地1	社会福祉法人 五島会	理事長 谷川 順一	長崎県五島市 吉久木町908番 地1	令和3年7月1日	訪問リハビリ ステーション
4270502190	訪問介護ス テーション アスエ	長崎県大村市 東本町273-1	株式会社 ア スエ	代表取締役 迫井 圭二	長崎県大村市 東本町273-1	令和3年9月1日	訪問介護
4271103345	社会福祉法人 鶴生会 介護 老人保健施設 長与リハビ リセンター	長崎県西彼杵 郡長与町高田 郷623-5	社会福祉法人 鶴生会	理事長 中嶋 俊一郎	長崎県西彼杵 郡長与町高田 郷625-5	令和3年9月1日	訪問リハビリ ステーション
4271103352	千楽ステー ション	長崎県西彼杵 郡時津町子々 川郷887番地1	合同会社TMラ イフ	代表社員 松 尾 美由紀	長崎県西彼杵 郡時津町子々 川郷887番地1	令和3年9月1日	通所介護
4272000623	通所介護サー ビス事業所 なるたき園	長崎県対馬市 上対馬町玖須 647-1	社会福祉法人 慶長会	理事長 武末 裕雄	長崎県対馬市 上対馬町大浦 66-1	令和3年9月1日	通所介護
4260590148	訪問看護ス テーション 風	長崎県大村市 大川田町952番 地6	医療法人 敬 天会	理事長 野村 宏	長崎県諫早市 多良見町舟津 299番地6	令和3年10月1日	訪問看護
4270502208	ヘルパー ステーション ゆかり	長崎県大村市 大川田町880-2	株式会社ゆか り	代表取締役 中河内 正子	長崎県大村市 植松三丁目630 番地3	令和3年10月1日	訪問介護
4270403746	デイサービス センター ひ ばり	長崎県諫早市 船越町612番地 3	特定非営利活 動法人 明智 会	理事長 田中 サヤカ	長崎県諫早市 船越町612番地 3	令和3年11月1日	通所介護
4271200992	コンパス ウォーク波佐 見	長崎県東彼杵 郡波佐見町折 敷瀬郷1742番地 12	リハプライム 九州株式会社	代表取締役 松本 幸子	長崎県東彼杵 郡波佐見町折 敷瀬郷1742番地 12	令和3年11月1日	通所介護
4272300387	ライフプラス さいかい	長崎県西海市 大瀬戸町瀬戸 西濱郷1140番地 1	有限会社 谷 川建築	代表取締役 谷川 信平	長崎県西海市 大瀬戸町瀬戸 西濱郷1196	令和3年11月1日	福祉用具貸与
4272300387	ライフプラス さいかい	長崎県西海市 大瀬戸町瀬戸 西濱郷1140番地 1	有限会社 谷 川建築	代表取締役 谷川 信平	長崎県西海市 大瀬戸町瀬戸 西濱郷1196	令和3年11月1日	特定福祉用具 販売

4260490240	訪問看護ステーションひらき	長崎県諫早市飯盛町開1368-1	合同会社 いとよし	代表社員 山口 泰子	長崎県諫早市飯盛町開1368-1	令和3年12月1日	訪問看護
4270502216	トータルケアなないろ	長崎県大村市諏訪2丁目26番地10	Sifuri合同会社	代表社員 出口 明子	長崎県大村市諏訪2丁目26番地10	令和3年12月1日	訪問介護
4270502224	デイスーパーサービス	長崎県大村市森園町1625-1	社会福祉法人 ことの海会	理事長 芦塚 正利	長崎県大村市大里町1150番地	令和3年12月1日	通所介護
4261190096	訪問ナースmwステーションマム	長崎県西彼杵郡時津町西時津郷471コーポエミー2F	合同会社 凜	代表社員 山田 義人	長崎県西彼杵郡時津町西時津郷471コーポエミー2F	令和4年1月1日	訪問看護
4272200967	訪問介護事業所 元気村	長崎県五島市奥浦町1321番地6	株式会社グループホームおくら	代表取締役 浦 誠悟	長崎県五島市奥浦町1321番地8	令和4年1月1日	訪問介護

長崎県告示第197号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項第1号の規定により、次の事業者を指定介護予防サービス事業者として指定した。

令和4年3月18日

長崎県知事 大石 賢吾

介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地		申請者の名称及び所在地			指定年月日	サービスの種類
4260590130	訪問看護ステーションhibi	長崎県大村市杭出津2丁目54番地12F	合同会社hibi	代表社員 木下 智貴	長崎県大村市杭出津2丁目54番地12F	令和3年7月1日	介護予防訪問看護
4272200959	訪問リハビリテーション福寿園	長崎県五島市吉久木町908番地1	社会福祉法人五島会	理事長 谷川 順一	長崎県五島市吉久木町908番地1	令和3年7月1日	介護予防訪問リハビリテーション
4260590148	訪問看護ステーション風	長崎県大村市大川田町952番地6	医療法人 敬天会	理事長 野村 宏	長崎県諫早市多良見町舟津299番地6	令和3年10月1日	介護予防訪問看護
4272300387	ライフプラスさいかい	長崎県西海市大瀬戸町瀬戸西濱郷1140番地1	有限会社 谷川建築	代表取締役 谷川 信平	長崎県西海市大瀬戸町瀬戸西濱郷1196	令和3年11月1日	介護予防福祉用具貸与
4272300387	ライフプラスさいかい	長崎県西海市大瀬戸町瀬戸西濱郷1140番地1	有限会社 谷川建築	代表取締役 谷川 信平	長崎県西海市大瀬戸町瀬戸西濱郷1196	令和3年11月1日	特定介護予防福祉用具販売
4260490240	訪問看護ステーションひらき	長崎県諫早市飯盛町開1368-1	合同会社 いとよし	代表社員 山口 泰子	長崎県諫早市飯盛町開1368-1	令和3年12月1日	介護予防訪問看護

4261190096	訪問ナースマム ステーション	長崎県西彼杵郡時津町西時津郷471コーポエミー2F	合同会社 凜	代表社員 山田 義人	長崎県西彼杵郡時津町西時津郷471コーポエミー2F	令和4年1月1日	介護予防訪問看護
------------	-------------------	---------------------------	--------	------------	---------------------------	----------	----------

長崎県告示第198号

介護保険法（平成9年法律第123号）第107条第1項の規定により、次の施設を介護医療院として許可した。
令和4年3月18日

長崎県知事 大石 賢吾

介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地		申請者の名称及び所在地			指定年月日	サービスの種類
42B0800017	医療法人長愛会 菊地病院 介護医療院	長崎県松浦市志佐町浦免1765-4	医療法人 長愛会	理事長 犬養 順子	長崎県松浦市志佐町浦免1765-4	令和3年12月1日	介護医療院

長崎県告示第199号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定により、次の事業者から指定居宅サービス事業の廃止の届出があった。

令和4年3月18日

長崎県知事 大石 賢吾

介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地		届出者の名称及び所在地			届出受理年月日	サービスの種類
4270403381	デイサービス 友悠・小長井	長崎県諫早市小長井町大搦101番地1	合資会社 ケアセンター友悠	代表社員 山崎 津也子	長崎県雲仙市国見町土黒戊42番地2	令和3年7月31日	通所介護
4270501812	ケアヘルパー 泉の里	長崎県大村市徳泉川内町829番地	社会福祉法人 大村福祉会	理事長 小林 克敏	長崎県大村市徳泉川内町829番地	令和3年8月1日	訪問介護
4270501986	ピックアップ	長崎県大村市池田二丁目304-1	株式会社ユニバーサル・トラベル・エージェンシー	代表取締役 高島 秀敏	長崎県大村市諏訪一丁目743番地11	令和3年9月30日	訪問介護
4270600127	訪問介護事業所 聖マリアの園	長崎県五島市松山町706番地3	社会福祉法人 聖マリア会	理事長 大川 マス子	長崎県五島市松山町706番地3	令和3年9月30日	訪問介護
4271200604	株式会社 九州たまがわ ハートフルケアたまがわのぎステーション	長崎県東彼杵郡東彼杵町三根郷893-1	株式会社 九州たまがわ	代表取締役 関口 雅章	長崎県東彼杵郡東彼杵町三根郷893-1	令和3年9月30日	訪問介護
4270403191	訪問介護事業所 ゆうゆう	長崎県諫早市黒崎町374番地2	合同会社友友	代表社員 田中 明實	長崎県諫早市黒崎町374番地2	令和3年10月31日	訪問介護
4271600308	訪問介護事業所 みみらくの里	長崎県五島市三井楽町濱ノ畔1046番地2	社会福祉法人 聖マリア会	理事長 大川 マス子	長崎県五島市松山町706番地3	令和3年10月31日	訪問介護

4270402185	訪問介護 あん・あん	長崎県諫早市永昌町12番12号	有限会社 季節の花	代表取締役 山下 好江	長崎県諫早市永昌町12番12号	令和3年11月30日	訪問介護
4270401823	いいもりデイサービスセンター	長崎県諫早市飯盛町中山35番地1	合同会社 たらみ・いいもり福祉の和	代表社員 松尾 真由美	長崎県諫早市多良見町木床1558番地	令和3年12月31日	通所介護
4270501648	訪問介護事業所 オムズ	長崎県大村市富の原2丁目321番地1	オムズ株式会社	代表取締役 森本 英敏	長崎県大村市富の原2丁目321番地1	令和3年12月31日	訪問介護
4271402218	有限会社 介護ステーションひまわり	長崎県南島原市西有家町須川321番地	有限会社 介護ステーションひまわり	代表取締役 益村 裕一	長崎県南島原市西有家町須川321番地	令和3年12月31日	訪問介護
4272400393	訪問介護事業所ヘルパーステーションうんぜんの里	長崎県雲仙市瑞穂町古部乙1392-1	社会福祉法人 瑞幸会	理事長 加藤 竜祥	長崎県雲仙市瑞穂町古部乙1392番地1	令和3年12月31日	訪問介護
4272400682	通所介護 リハビリセンター木戸	長崎県雲仙市小浜町南本町14番地1	医療法人 龍仙会	理事長 木戸 浩一郎	長崎県雲仙市小浜町北本町27番地	令和4年1月31日	通所介護
4272400690	ハートピアヘルパーステーション	長崎県雲仙市小浜町南本町14番地1	医療法人 龍仙会	理事長 木戸 浩一郎	長崎県雲仙市小浜町北本町27番地	令和4年1月31日	訪問介護

長崎県告示第200号

健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法による改正前の介護保険法（平成9年法律第123号）第113条第1項の規定により、次の開設者から介護療養型医療施設の指定の辞退があった。

令和4年3月18日

長崎県知事 大石 賢吾

介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地		辞退者の名称及び所在地			辞退年月日	サービスの種類
4210820561	医療法人社団 昌徳会 田中病院	長崎県松浦市御厨町里免871番地	医療法人社団 昌徳会	理事長 田中 彰	長崎県松浦市御厨町里免871番地	令和3年6月30日	介護療養型医療施設

長崎県告示第201号

令和4年長崎県内水面漁場管理委員会指示第1号に基づく水系の範囲等を、次のとおり定める。

なお、令和3年長崎県内水面漁場管理委員会指示第1号に基づく水系の範囲等（令和3年長崎県告示第292号）は、令和4年3月31日をもってこれを廃止する。

令和4年3月18日

長崎県知事 大石 賢吾

1 水系の範囲

- (1) 船津川水系（諫早市）及びこれと接続一体をなす水面
- (2) 小深井川水系及びこれと接続一体をなす水面
- (3) 本明川水系及びこれと接続一体をなす水面
- (4) 宮村川水系及びこれと接続一体をなす水面
- (5) 佐世保川水系及びこれと接続一体をなす水面
- (6) 中島川水系及びこれと接続一体をなす水面

長崎県告示第202号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第22条第1項の規定により、次のとおり公有水面埋立ての竣功を認可した。

なお、その関係書類を次のとおり閲覧に供する。

令和4年3月18日

長崎県知事 大石 賢吾

- 1 埋立ての竣功認可年月日 令和4年3月18日
- 2 埋立ての竣功認可を受けた者の住所氏名
名 称 対馬市
所 在 地 長崎県対馬市厳原町国分1441番地
代表者氏名 対馬市長 比田勝 尚喜
代表者住所 長崎県対馬市厳原町国分1441番地
- 3 埋立ての区域
 - (1) 位 置 長崎県対馬市豊玉町廻字廻243番に隣接する里道に隣接する埋立地から字寺崎246番2に隣接する埋立区域に至る地先
 - (2) 区 域 省略（閲覧図書のとおり）
 - (3) 面 積 308.07平方メートル
- 4 埋立地の用途
漁港施設用地
- 5 埋立免許年月日及び番号
平成26年10月1日付け長崎県指令26漁港許第1号
- 6 閲覧場所
長崎県対馬市厳原町国分1441番地 対馬市役所

長崎県告示第203号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和4年3月18日

長崎県知事 大石 賢吾

- 1 保安林の所在場所
対馬市上県町女連字ヲトシ438の1から438の4まで、439、440の2、441の4、442、443の1から443の4まで、445の1、446の1から446の6まで、447の1から447の24まで、448、449の1、449の2、449の4、449の7、449の8
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を県庁農林部林政課及び対馬市役所に備え置いて縦覧に供する。）

長崎県告示第204号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和4年3月18日

長崎県知事 大石 賢吾

- 1 解除に係る保安林の所在場所
長崎市立山5丁目745・751・756の3・756の4（以上4筆について次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的

公衆の保健

3 解除の理由

公園用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を県庁農林部林政課及び長崎市役所に備え置いて縦覧に供する。)

長崎県告示第205号

長崎県海域管理条例(平成16年長崎県条例第50号。以下「条例」という。)第7条第1項の規定に基づき長崎県における海砂採取に係る採取禁止区域等の指定をしたので、同条第2項の規定により告示し、令和4年4月1日から適用する。なお、長崎県における海砂採取に係る採取禁止区域等の指定(令和3年長崎県告示第234号)は、令和4年3月31日限り、その効力を失う。

令和4年3月18日

長崎県知事 大石 賢吾

(採取禁止区域)

1 条例第7条第1項第1号に規定する条例第3条第1項第2号の行為(以下「採取行為」という。)を禁止する区域は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 陸岸からの距離が500メートル以内の区域又は水深20メートル以浅の区域
- (2) 別表第1に定める海浜地の地先2キロメートル以内の区域(前号に掲げる区域を除く。)
- (3) 漁港漁場整備法(昭和25年法律第137号)第6条の3に規定する漁港漁場整備長期計画に基づき整備された漁場造成区域で別表第2、別表第3(その1)及び別表第3(その2)並びに別表第4(その1)及び別表第4(その2)に定める区域(前2号に掲げる区域を除く。)
- (4) 地すべり等防止法(昭和33年法律第30号)第3条第1項の規定に基づき指定された地すべり防止区域の地先海域で、地すべりを助長するとして別表第5に定める区域(前3号に掲げる区域を除く。)
- (5) 西海国立公園及び壱岐対馬国定公園内で、自然公園法(昭和32年法律第161号)第22条第1項の規定に基づき海域公園地区に指定された区域及びその区域から1キロメートル以内の区域(前各号に掲げる区域を除く。)

(採取資格)

2 条例第7条第1項第2号に規定する採取行為を行うことができる者の資格は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 砂利採取法(昭和43年法律第74号。以下「法」という。)第3条の登録を受けていること。
- (2) 長崎県内に事務所を有し、当該事務所に法第4条第1項第2号の砂利採取業務主任者を常時1人以上置いていること。
- (3) 自己の責任と負担のもとに採取から販売まで一貫して行うものであること。
- (4) 一般社団法人長崎県砂利協会の正会員であって、過去3年以内に長崎県内で海砂採取の実績を有する者又は同協会の賛助会員である協同組合であること。

(採取方法等)

3 条例第7条第1項第2号に規定する採取行為を行う場合の採取方法は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 1採取場における採取は1日2回以内とし、1回の操業に使用する採取船は常時1隻でなければならない。
- (2) 採取は、ガット方式(ガットクレーンによる採取方式をいう。)又はポンプ方式(水中サンドポンプによる採取方式をいう。)によるものとする。
- (3) 採取船の船倉から排出される汚濁水については、その拡散防止に努めなければならない。
- (4) 採取の時間は、日の出から日没までの間とする。
- (5) 採取した海砂の荷揚げは、原則として午後9時から午前6時までの間には行ってはならない(港湾管理者及び漁港管理者の許可並びに付近の住民の承諾を得ている場合を除く。)
- (6) 採取した海砂を他の採取船等に積み替える行為をしてはならない(工事又は陸揚げ等に係る場合であって、当該行為が必要と認められるときで、転載・沖積行為届出書(様式第1号)を知事に提出した場合を除く。)
- (7) 採取船は、作業中は土石採取許可書の写しを携行するとともに、ブリッジ両側に標識(大きさ90センチメートル×180センチメートル以上とする。)を掲げて、採取中であることを明確にしなければならない。
- (8) 採取船は、位置確認のためのGPS(人工衛星からの電波を利用した位置測定装置をいう。以下同じ。)及び同記録装置(GPSで測定した位置を記録する装置をいう。)を装備しなければならない。

(9) 採取船は、採取量の記録を行うために、採取ポンプ稼働記録装置（水中サンドポンプの稼働状況を記録する装置をいう。）を装備しなければならない。

（採取限度量）

4 条例第7条第1項第3号に規定する各年度の採取限度量は、次のとおりとする。

(1) 令和4年度 250万立方メートル

(2) 令和5年度 250万立方メートル

別表第1

（海浜地）

番号	海浜地名	所在市町村名	関係地方機関
1	柿泊白浜弁天海浜地	長 崎 市	長崎振興局長崎港湾漁港事務所
2	福田遊園地海浜地	〃	
3	網場の脇海浜地	〃	
4	立石海浜地	〃	
5	宮摺海浜地	〃	
6	川原海浜地	〃	
7	岳路海浜地	〃	
8	黒浜海浜地	〃	
9	以下宿海浜地	〃	
10	高浜海浜地	〃	
11	田の子海浜地	〃	
12	野母郷の内沿岸海浜地	〃	
13	脇岬海浜地	〃	
14	里平海浜地	〃	
15	白浜海浜地	〃	
16	長浜海浜地	雲 仙 市	島原振興局
17	千々石海浜地	〃	
18	大浜海浜地	〃	
19	野田浜海浜地	南 島 原 市	
20	前浜海浜地	〃	
21	白浜海浜地	〃	
22	鹿子前海浜地	佐 世 保 市	県北振興局
23	白浜海浜地	〃	
24	大浜海浜地	〃	
25	スゲ浜海浜地	〃	
26	汐出海浜地	〃	
27	鹿町海浜地	〃	
28	明ノ川内海浜地	平 戸 市	
29	根獅子海浜地	〃	
30	飯良海浜地	〃	
31	前津吉海浜地	〃	
32	田の浦海浜地	〃	
33	下中野海浜地	〃	
34	大川原海浜地	〃	
35	一六海浜地	〃	
36	千里ヶ浜海浜地	〃	
37	宝の浜海浜地	松 浦 市	
38	大崎海浜地	〃	
39	初崎海浜地	〃	

40	土谷海浜地	〃	
41	浅谷海浜地	〃	
42	柳海浜地	西 海 市	
43	雪浦海浜地	〃	
44	尻久砂里浜海浜地	〃	
45	彼杵海浜地	東 彼 杵 町	
46	大崎海浜地	川 棚 町	
47	白浜海浜地	小 値 賀 町	
48	柿ノ浜海浜地	〃	
49	船瀬海浜地	〃	
50	野首海浜地	〃	
51	大浜・香珠子海浜地	五 島 市	五島振興局
52	六方海浜地	〃	
53	白良ヶ浜海浜地	〃	
54	高浜・頓泊海浜地	〃	
55	蛤浜海浜地	新上五島町	五島振興局上五島支所
56	白浜海浜地	〃	
57	小串海浜地	〃	
58	船崎海浜地	〃	
59	三本松海浜地	〃	
60	堤海浜地	〃	
61	高井旅海浜地	〃	
62	後浜串海浜地	〃	
63	塩樽海浜地	壱 岐 市	壱岐振興局
64	大島海浜地	〃	
65	辰ノ島海浜地	〃	
66	串山海浜地	〃	
67	天ヶ原海浜地	〃	
68	清石浜海浜地	〃	
69	筒城浜海浜地	〃	
70	大浜海浜地	〃	
71	錦浜海浜地	〃	
72	井口浜海浜地	対 馬 市	対馬振興局
73	三宇田海浜地	〃	
74	茂木海浜地	〃	
75	鱒浦海浜地	〃	
76	太田浦海浜地	〃	
77	黒島海浜地	〃	

(注) 区域を示す図面については、土木部監理課及び関係地方機関において縦覧する。

別表第2

下表に示す大型魚礁造成区域の中心点から500メートル以内の区域

設置年度	海 域	中 心 点 位 置	
昭和52年度	長崎北	北緯：33° 34.195′	東経：129° 29.865′
〃	〃	北緯：33° 09.800′	東経：129° 10.200′
昭和53年度	〃	北緯：33° 35.845′	東経：129° 37.314′
〃	〃	北緯：33° 09.800′	東経：129° 09.500′
昭和54年度	〃	北緯：33° 20.196′	東経：129° 15.367′
〃	〃	北緯：33° 07.498′	東経：129° 21.467′
昭和55年度	〃	北緯：33° 17.197′	東経：129° 20.867′

〃	〃	北緯：33° 19.996′	東経：129° 14.967′
昭和56年度	〃	北緯：33° 28.803′	東経：129° 27.616′
〃	〃	北緯：33° 16.090′	東経：128° 58.686′
昭和57年度	〃	北緯：33° 35.442′	東経：129° 39.654′
〃	〃	北緯：33° 10.072′	東経：129° 28.062′
昭和58年度	〃	北緯：33° 17.087′	東経：129° 20.583′
〃	〃	北緯：33° 16.208′	東経：128° 58.415′
昭和59年度	〃	北緯：33° 30.259′	東経：129° 12.053′
〃	〃	北緯：33° 10.192′	東経：129° 15.366′
〃	〃	北緯：33° 15.780′	東経：128° 48.640′
昭和60年度	〃	北緯：33° 26.098′	東経：129° 28.294′
〃	〃	北緯：33° 25.809′	東経：129° 15.908′
〃	〃	北緯：33° 10.196′	東経：129° 27.694′
昭和61年度	〃	北緯：33° 06.792′	東経：129° 22.032′
〃	〃	北緯：33° 29.068′	東経：129° 27.719′
昭和62年度	〃	北緯：33° 28.496′	東経：129° 28.065′
〃	〃	北緯：33° 06.998′	東経：129° 21.867′
昭和63年度	〃	北緯：33° 16.477′	東経：129° 21.097′
〃	〃	北緯：33° 26.150′	東経：129° 10.300′
〃	〃	北緯：33° 25.896′	東経：129° 28.466′
〃	〃	北緯：33° 35.595′	東経：129° 38.665′
平成元年度	〃	北緯：33° 25.810′	東経：129° 28.820′
〃	〃	北緯：33° 26.395′	東経：129° 10.767′
〃	〃	北緯：33° 16.320′	東経：129° 20.620′
〃	〃	北緯：33° 29.360′	東経：129° 43.240′
平成2年度	〃	北緯：33° 27.516′	東経：129° 30.365′
〃	〃	北緯：33° 19.976′	東経：129° 25.306′
〃	〃	北緯：33° 17.260′	東経：129° 00.530′
〃	〃	北緯：33° 09.808′	東経：129° 27.866′
〃	〃	北緯：33° 29.496′	東経：129° 43.624′
平成3年度	〃	北緯：33° 35.971′	東経：129° 36.021′
〃	〃	北緯：33° 27.930′	東経：129° 28.652′
〃	〃	北緯：33° 18.246′	東経：129° 14.067′
〃	〃	北緯：33° 09.864′	東経：129° 27.266′
〃	〃	北緯：33° 16.996′	東経：129° 01.318′
平成4年度	〃	北緯：33° 06.806′	東経：129° 21.488′
〃	〃	北緯：33° 29.247′	東経：129° 43.959′
〃	〃	北緯：33° 24.533′	東経：129° 29.379′
〃	〃	北緯：33° 26.019′	東経：129° 14.787′
〃	〃	北緯：33° 11.594′	東経：129° 10.212′
平成5年度	〃	北緯：33° 12.314′	東経：129° 09.651′
〃	〃	北緯：33° 29.079′	東経：129° 43.631′
〃	〃	北緯：33° 16.692′	東経：129° 16.327′
〃	〃	北緯：33° 30.428′	東経：129° 30.365′
〃	〃	北緯：33° 08.048′	東経：129° 26.044′
平成6年度	〃	北緯：33° 10.567′	東経：129° 30.136′
〃	〃	北緯：33° 17.626′	東経：129° 15.647′
〃	〃	北緯：33° 27.056′	東経：129° 34.275′
〃	〃	北緯：33° 27.515′	東経：129° 24.816′
〃	〃	北緯：33° 14.827′	東経：129° 09.068′
平成7年度	〃	北緯：33° 07.865′	東経：129° 34.432′

〃	〃	北緯：33° 19.616′	東経：129° 24.196′
〃	〃	北緯：33° 10.157′	東経：129° 13.717′
〃	〃	北緯：33° 26.590′	東経：129° 38.161′
〃	〃	北緯：33° 14.346′	東経：129° 59.688′
〃	〃	北緯：33° 15.317′	東経：129° 09.797′
〃	〃	北緯：33° 27.580′	東経：129° 25.137′
〃	〃	北緯：33° 07.420′	東経：129° 24.841′
平成8年度	〃	北緯：33° 13.157′	東経：129° 10.217′
〃	〃	北緯：33° 30.085′	東経：129° 44.265′
〃	〃	北緯：33° 28.156′	東経：129° 35.403′
〃	〃	北緯：33° 17.777′	東経：129° 23.676′
〃	〃	北緯：33° 07.578′	東経：129° 34.095′
平成9年度	〃	北緯：33° 26.648′	東経：129° 29.562′
〃	〃	北緯：33° 30.412′	東経：129° 42.184′
〃	〃	北緯：33° 13.610′	東経：129° 09.976′
〃	〃	北緯：33° 27.690′	東経：129° 34.547′
〃	〃	北緯：33° 09.358′	東経：129° 28.928′
平成10年度	〃	北緯：33° 13.131′	東経：129° 10.159′
〃	〃	北緯：33° 24.321′	東経：129° 34.916′
〃	〃	北緯：33° 27.877′	東経：129° 27.774′
〃	〃	北緯：33° 17.417′	東経：129° 23.186′
〃	〃	北緯：33° 07.618′	東経：129° 34.685′
〃	〃	北緯：33° 10.727′	東経：128° 50.739′
〃	〃	北緯：33° 06.944′	東経：129° 25.017′
〃	〃	北緯：33° 30.373′	東経：129° 42.505′
〃	〃	北緯：33° 17.106′	東経：129° 16.620′
平成11年度	〃	北緯：33° 10.805′	東経：128° 49.429′
〃	〃	北緯：33° 29.991′	東経：129° 42.101′
〃	〃	北緯：33° 27.157′	東経：129° 29.620′
〃	〃	北緯：33° 14.927′	東経：129° 21.326′
〃	〃	北緯：33° 10.967′	東経：129° 28.182′
〃	〃	北緯：33° 16.767′	東経：129° 01.772′
〃	〃	北緯：33° 25.456′	東経：129° 37.505′
〃	〃	北緯：33° 18.119′	東経：129° 17.222′
平成12年度	〃	北緯：33° 28.915′	東経：129° 36.154′
〃	〃	北緯：33° 07.309′	東経：129° 26.096′
〃	〃	北緯：33° 27.751′	東経：129° 25.290′
〃	〃	北緯：33° 14.936′	東経：129° 23.023′
〃	〃	北緯：33° 10.482′	東経：128° 51.801′
〃	〃	北緯：33° 09.624′	東経：128° 51.244′
〃	〃	北緯：33° 20.852′	東経：129° 15.856′
平成13年度	〃	北緯：33° 17.384′	東経：129° 23.488′
〃	〃	北緯：33° 29.704′	東経：129° 29.237′
〃	〃	北緯：33° 06.905′	東経：129° 19.132′
〃	〃	北緯：33° 33.838′	東経：129° 37.830′
〃	〃	北緯：33° 14.817′	東経：129° 09.467′
平成14年度	〃	北緯：33° 33.550′	東経：128° 37.955′
〃	〃	北緯：33° 25.546′	東経：129° 28.665′
〃	〃	北緯：33° 17.031′	東経：129° 18.026′

〃	〃	北緯：33° 06.644′	東経：129° 19.362′
〃	〃	北緯：33° 09.538′	東経：128° 47.829′
平成15年度	〃	北緯：33° 33.696′	東経：129° 37.837′
〃	〃	北緯：33° 27.739′	東経：129° 27.352′
〃	〃	北緯：33° 16.191′	東経：129° 20.809′
〃	〃	北緯：33° 18.556′	東経：129° 17.442′
〃	〃	北緯：33° 09.214′	東経：128° 46.737′
平成16年度	〃	北緯：33° 34.240′	東経：129° 39.364′
〃	〃	北緯：33° 33.511′	東経：129° 40.198′
〃	〃	北緯：33° 06.139′	東経：129° 15.782′
〃	〃	北緯：33° 13.730′	東経：129° 19.397′
〃	〃	北緯：33° 35.595′	東経：129° 41.564′
平成17年度	〃	北緯：33° 37.195′	東経：129° 41.364′
〃	〃	北緯：33° 37.195′	東経：129° 38.864′
平成18年度	〃	北緯：33° 33.200′	東経：129° 39.860′
〃	〃	北緯：33° 14.500′	東経：129° 09.672′
〃	〃	北緯：33° 35.200′	東経：129° 36.860′
平成19年度	〃	北緯：33° 15.994′	東経：129° 22.026′
〃	〃	北緯：33° 26.511′	東経：129° 40.481′
〃	〃	北緯：33° 33.453′	東経：129° 35.791′
〃	〃	北緯：33° 15.118′	東経：129° 44.457′
〃	〃	北緯：33° 15.309′	東経：129° 44.685′
〃	〃	北緯：33° 14.927′	東経：129° 44.685′
〃	〃	北緯：33° 14.927′	東経：129° 44.229′
〃	〃	北緯：33° 15.309′	東経：129° 44.228′
平成20年度	〃	北緯：33° 27.079′	東経：129° 40.358′
〃	〃	北緯：33° 15.994′	東経：129° 22.356′
〃	〃	北緯：33° 08.480′	東経：129° 00.240′
〃	〃	北緯：33° 15.527′	東経：128° 44.921′
平成21年度	〃	北緯：33° 16.048′	東経：129° 17.233′
〃	〃	北緯：33° 15.442′	東経：129° 18.936′
〃	〃	北緯：33° 14.716′	東経：128° 43.950′
〃	〃	北緯：33° 15.533′	東経：128° 43.960′
〃	〃	北緯：33° 14.638′	東経：128° 44.900′
〃	〃	北緯：33° 09.450′	東経：128° 58.254′
〃	〃	北緯：33° 14.800′	東経：129° 10.150′
〃	〃	北緯：33° 13.982′	東経：129° 20.017′
〃	〃	北緯：33° 13.988′	東経：129° 21.928′
〃	〃	北緯：33° 15.628′	東経：129° 20.704′
〃	〃	北緯：33° 10.439′	東経：129° 14.040′
〃	〃	北緯：33° 14.524′	東経：129° 16.667′
平成22年度	〃	北緯：33° 15.454′	東経：129° 21.494′
〃	〃	北緯：33° 13.791′	東経：129° 21.022′
〃	〃	北緯：33° 15.654′	東経：129° 23.093′
〃	〃	北緯：33° 15.387′	東経：129° 22.861′
〃	〃	北緯：33° 13.048′	東経：129° 13.280′
〃	〃	北緯：33° 12.697′	東経：129° 13.360′
平成23年度	〃	北緯：33° 21.822′	東経：129° 17.134′
〃	〃	北緯：33° 21.461′	東経：129° 17.107′

〃	〃	北緯：33° 21.146′	東経：129° 17.093′
〃	〃	北緯：33° 20.774′	東経：129° 17.080′
平成24年度	〃	北緯：33° 36.911′	東経：129° 40.614′
〃	〃	北緯：33° 36.990′	東経：129° 39.562′
〃	〃	北緯：33° 26.852′	東経：129° 40.750′
〃	〃	北緯：33° 25.195′	東経：129° 23.716′
〃	〃	北緯：33° 20.520′	東経：129° 15.629′
〃	〃	北緯：33° 20.199′	東経：129° 15.402′
平成26年度	〃	北緯：33° 16.196′	東経：128° 50.869′
〃	〃	北緯：33° 15.196′	東経：128° 50.535′
〃	〃	北緯：33° 14.196′	東経：128° 50.202′
〃	〃	北緯：33° 13.197′	東経：128° 49.869′
〃	〃	北緯：33° 12.197′	東経：128° 49.535′
〃	〃	北緯：33° 34.797′	東経：129° 40.364′
〃	〃	北緯：33° 34.696′	東経：129° 36.164′
平成29年度	〃	北緯：33° 25.997′	東経：129° 37.864′
〃	〃	北緯：33° 32.447′	東経：129° 38.864′
令和元年度	〃	北緯：33° 28.597′	東経：129° 40.864′
〃	〃	北緯：33° 29.397′	東経：129° 41.463′
昭和52年度	長崎南	北緯：32° 45.824′	東経：129° 41.634′
〃	〃	北緯：32° 27.444′	東経：129° 40.051′
昭和53年度	〃	北緯：32° 39.636′	東経：129° 41.055′
〃	〃	北緯：32° 39.042′	東経：129° 00.456′
〃	〃	北緯：32° 38.189′	東経：130° 18.751′
昭和54年度	〃	北緯：32° 31.870′	東経：129° 47.147′
〃	〃	北緯：32° 38.754′	東経：130° 05.334′
昭和55年度	〃	北緯：32° 51.705′	東経：129° 31.082′
〃	〃	北緯：32° 43.490′	東経：130° 22.683′
昭和56年度	〃	北緯：32° 45.715′	東経：129° 41.689′
昭和57年度	〃	北緯：32° 38.574′	東経：130° 00.300′
〃	〃	北緯：32° 56.853′	東経：129° 28.939′
〃	〃	北緯：32° 38.149′	東経：130° 19.041′
昭和58年度	〃	北緯：32° 38.324′	東経：130° 00.446′
〃	〃	北緯：32° 40.146′	東経：129° 27.394′
〃	〃	北緯：32° 40.269′	東経：129° 27.099′
〃	〃	北緯：32° 40.424′	東経：129° 26.726′
〃	〃	北緯：32° 40.575′	東経：129° 26.389′
〃	〃	北緯：32° 40.640′	東経：129° 26.202′
〃	〃	北緯：32° 40.661′	東経：129° 26.662′
〃	〃	北緯：32° 40.610′	東経：129° 26.922′
〃	〃	北緯：32° 40.494′	東経：129° 27.220′
〃	〃	北緯：32° 38.153′	東経：129° 32.333′
〃	〃	北緯：32° 38.390′	東経：129° 32.903′
〃	〃	北緯：32° 38.578′	東経：129° 32.590′
〃	〃	北緯：32° 38.677′	東経：129° 32.207′
〃	〃	北緯：32° 39.504′	東経：129° 32.017′
〃	〃	北緯：32° 39.364′	東経：129° 32.327′
〃	〃	北緯：32° 38.193′	東経：129° 32.618′
〃	〃	北緯：32° 39.023′	東経：129° 32.919′

〃	〃	北緯：32° 38.921′	東経：129° 33.317′
昭和59年度	〃	北緯：32° 46.057′	東経：129° 41.412′
〃	〃	北緯：32° 42.733′	東経：130° 22.176′
昭和60年度	〃	北緯：32° 56.663′	東経：129° 29.595′
〃	〃	北緯：32° 35.632′	東経：129° 40.105′
〃	〃	北緯：32° 35.718′	東経：129° 39.680′
〃	〃	北緯：32° 35.856′	東経：129° 39.407′
〃	〃	北緯：32° 35.963′	東経：129° 38.933′
〃	〃	北緯：32° 36.119′	東経：129° 39.266′
〃	〃	北緯：32° 36.012′	東経：129° 39.680′
〃	〃	北緯：32° 35.892′	東経：129° 40.057′
〃	〃	北緯：32° 40.657′	東経：130° 05.032′
〃	〃	北緯：32° 47.580′	東経：130° 24.034′
昭和61年度	〃	北緯：32° 40.685′	東経：130° 05.125′
〃	〃	北緯：32° 54.665′	東経：129° 51.804′
〃	〃	北緯：32° 48.683′	東経：130° 22.951′
昭和62年度	〃	北緯：32° 37.791′	東経：130° 16.381′
〃	〃	北緯：33° 01.115′	東経：129° 49.058′
〃	〃	北緯：32° 39.847′	東経：129° 42.356′
〃	〃	北緯：32° 38.439′	東経：129° 36.467′
〃	〃	北緯：32° 38.091′	東経：129° 40.579′
昭和63年度	〃	北緯：32° 37.459′	東経：130° 16.366′
〃	〃	北緯：32° 38.861′	東経：130° 00.325′
平成元年度	〃	北緯：32° 39.331′	東経：129° 42.265′
〃	〃	北緯：32° 45.780′	東経：129° 40.965′
〃	〃	北緯：32° 53.579′	東経：129° 31.786′
〃	〃	北緯：32° 56.199′	東経：129° 29.326′
〃	〃	北緯：33° 00.120′	東経：129° 53.620′
平成2年度	〃	北緯：32° 37.700′	東経：130° 16.680′
〃	〃	北緯：32° 35.702′	東経：129° 40.866′
〃	〃	北緯：32° 36.091′	東経：129° 29.947′
〃	〃	北緯：32° 46.750′	東経：129° 45.120′
平成3年度	〃	北緯：32° 40.732′	東経：130° 05.033′
〃	〃	北緯：32° 54.030′	東経：129° 51.274′
〃	〃	北緯：32° 55.809′	東経：129° 29.786′
〃	〃	北緯：32° 32.162′	東経：129° 47.025′
平成4年度	〃	北緯：32° 32.454′	東経：129° 47.958′
〃	〃	北緯：32° 49.392′	東経：129° 35.652′
〃	〃	北緯：32° 47.819′	東経：130° 24.096′
〃	〃	北緯：32° 39.927′	東経：130° 07.716′
平成5年度	〃	北緯：32° 47.034′	東経：130° 23.895′
〃	〃	北緯：32° 37.011′	東経：130° 07.289′
〃	〃	北緯：33° 01.156′	東経：129° 49.251′
〃	〃	北緯：32° 49.520′	東経：129° 36.086′
平成6年度	〃	北緯：32° 48.831′	東経：130° 23.321′
〃	〃	北緯：32° 36.772′	東経：130° 07.613′
〃	〃	北緯：32° 55.059′	東経：129° 22.137′
平成7年度	〃	北緯：32° 48.831′	東経：130° 23.061′
〃	〃	北緯：32° 35.062′	東経：130° 12.663′

〃	〃	北緯：32° 32.352′	東経：129° 47.515′
〃	〃	北緯：32° 58.739′	東経：129° 35.576′
〃	〃	北緯：32° 52.264′	東経：130° 21.307′
平成8年度	〃	北緯：32° 46.041′	東経：130° 24.222′
〃	〃	北緯：32° 34.902′	東経：130° 12.793′
〃	〃	北緯：32° 55.049′	東経：129° 22.797′
〃	〃	北緯：32° 39.511′	東経：129° 38.826′
平成9年度	〃	北緯：32° 40.402′	東経：130° 05.313′
〃	〃	北緯：32° 45.551′	東経：129° 40.095′
〃	〃	北緯：32° 42.972′	東経：130° 23.162′
〃	〃	北緯：32° 34.812′	東経：130° 12.623′
平成10年度	〃	北緯：32° 44.071′	東経：129° 42.999′
〃	〃	北緯：33° 01.249′	東経：129° 54.044′
〃	〃	北緯：32° 46.263′	東経：130° 24.220′
〃	〃	北緯：32° 34.917′	東経：130° 13.106′
〃	〃	北緯：32° 43.930′	東経：129° 43.304′
〃	〃	北緯：32° 31.605′	東経：129° 45.570′
平成11年度	〃	北緯：32° 54.996′	東経：129° 23.242′
〃	〃	北緯：32° 33.282′	東経：129° 42.605′
〃	〃	北緯：32° 46.116′	東経：130° 24.271′
〃	〃	北緯：32° 34.772′	東経：130° 11.763′
〃	〃	北緯：32° 35.211′	東経：129° 42.916′
平成12年度	〃	北緯：32° 55.196′	東経：129° 30.389′
〃	〃	北緯：32° 38.841′	東経：129° 42.545′
〃	〃	北緯：32° 45.322′	東経：130° 24.001′
〃	〃	北緯：32° 38.972′	東経：130° 05.923′
〃	〃	北緯：32° 40.247′	東経：129° 40.360′
平成13年度	〃	北緯：32° 50.185′	東経：129° 18.239′
〃	〃	北緯：32° 31.212′	東経：129° 45.631′
〃	〃	北緯：33° 00.924′	東経：129° 49.270′
〃	〃	北緯：32° 36.557′	東経：130° 07.713′
〃	〃	北緯：32° 37.805′	東経：130° 16.716′
平成14年度	〃	北緯：32° 58.558′	東経：129° 35.880′
〃	〃	北緯：32° 31.651′	東経：129° 46.469′
〃	〃	北緯：32° 54.166′	東経：129° 51.630′
〃	〃	北緯：32° 36.579′	東経：130° 07.331′
〃	〃	北緯：32° 53.321′	東経：130° 18.884′
平成15年度	〃	北緯：32° 33.413′	東経：129° 42.235′
〃	〃	北緯：32° 36.284′	東経：130° 08.759′
〃	〃	北緯：32° 37.730′	東経：130° 16.693′
〃	〃	北緯：33° 01.099′	東経：129° 49.260′
平成16年度	〃	北緯：32° 32.164′	東経：129° 47.692′
〃	〃	北緯：32° 45.529′	東経：129° 40.827′
〃	〃	北緯：33° 00.672′	東経：129° 49.398′
平成17年度	〃	北緯：32° 40.538′	東経：130° 05.167′
〃	〃	北緯：32° 43.513′	東経：129° 58.479′
〃	〃	北緯：33° 01.422′	東経：129° 49.432′
平成18年度	〃	北緯：32° 37.840′	東経：130° 16.910′
〃	〃	北緯：32° 38.710′	東経：130° 00.550′

〃	〃	北緯：32° 31.640′	東経：129° 42.750′
〃	〃	北緯：33° 01.330′	東経：129° 49.290′
〃	〃	北緯：32° 34.000′	東経：129° 49.600′
〃	〃	北緯：32° 58.830′	東経：129° 34.860′
〃	〃	北緯：32° 43.640′	東経：129° 58.750′
〃	〃	北緯：32° 32.720′	東経：129° 47.970′
平成19年度	〃	北緯：32° 36.412′	東経：129° 31.947′
〃	〃	北緯：32° 31.334′	東経：129° 42.625′
〃	〃	北緯：32° 43.203′	東経：129° 58.370′
〃	〃	北緯：32° 38.303′	東経：130° 00.062′
〃	〃	北緯：32° 37.102′	東経：130° 06.663′
〃	〃	北緯：32° 37.686′	東経：130° 16.919′
〃	〃	北緯：32° 54.462′	東経：129° 51.474′
〃	〃	北緯：32° 57.500′	東経：129° 30.000′
平成20年度	〃	北緯：32° 53.000′	東経：129° 17.500′
〃	〃	北緯：32° 53.397′	東経：130° 18.837′
〃	〃	北緯：32° 39.383′	東経：130° 00.917′
〃	〃	北緯：32° 43.793′	東経：129° 58.777′
〃	〃	北緯：32° 28.616′	東経：129° 45.874′
〃	〃	北緯：32° 28.482′	東経：129° 46.153′
〃	〃	北緯：32° 28.212′	東経：129° 46.151′
〃	〃	北緯：32° 28.081′	東経：129° 45.872′
〃	〃	北緯：32° 28.213′	東経：129° 45.589′
〃	〃	北緯：32° 28.485′	東経：129° 45.584′
平成21年度	〃	北緯：33° 01.250′	東経：129° 49.083′
〃	〃	北緯：32° 54.373′	東経：129° 50.990′
〃	〃	北緯：32° 36.809′	東経：130° 06.938′
〃	〃	北緯：32° 40.423′	東経：130° 05.184′
〃	〃	北緯：32° 28.033′	東経：129° 45.467′
〃	〃	北緯：32° 57.833′	東経：129° 29.483′
〃	〃	北緯：32° 28.301′	東経：129° 45.040′
〃	〃	北緯：32° 28.307′	東経：129° 46.819′
平成22年度	〃	北緯：32° 58.731′	東経：129° 32.504′
〃	〃	北緯：32° 56.962′	東経：129° 33.185′
〃	〃	北緯：32° 56.200′	東経：129° 33.887′
〃	〃	北緯：32° 54.009′	東経：129° 23.551′
〃	〃	北緯：32° 39.614′	東経：129° 01.866′
〃	〃	北緯：32° 43.967′	東経：129° 59.100′
〃	〃	北緯：33° 01.003′	東経：129° 49.142′
〃	〃	北緯：32° 37.923′	東経：130° 16.408′
平成23年度	〃	北緯：32° 28.057′	東経：129° 46.445′
〃	〃	北緯：32° 54.009′	東経：129° 23.551′
〃	〃	北緯：32° 54.000′	東経：129° 24.000′
〃	〃	北緯：32° 54.363′	東経：129° 51.956′
〃	〃	北緯：32° 44.109′	東経：129° 59.455′
〃	〃	北緯：32° 44.269′	東経：129° 59.796′
〃	〃	北緯：32° 40.000′	東経：130° 01.000′
平成24年度	〃	北緯：32° 30.732′	東経：129° 35.356′
〃	〃	北緯：32° 30.642′	東経：129° 34.357′

〃	〃	北緯：32° 55.747′	東経：129° 34.423′
〃	〃	北緯：32° 45.743′	東経：130° 05.731′
〃	〃	北緯：32° 37.481′	東経：130° 06.980′
〃	〃	北緯：32° 49.058′	東経：129° 39.261′
〃	〃	北緯：33° 00.435′	東経：129° 36.400′
〃	〃	北緯：33° 02.563′	東経：129° 46.662′
〃	〃	北緯：32° 39.028′	東経：130° 01.145′
〃	〃	北緯：32° 30.209′	東経：129° 27.195′
平成25年度	〃	北緯：32° 58.800′	東経：129° 33.946′
〃	〃	北緯：32° 55.033′	東経：129° 35.571′
〃	〃	北緯：32° 30.033′	東経：129° 34.789′
〃	〃	北緯：32° 45.842′	東経：130° 06.184′
〃	〃	北緯：32° 43.325′	東経：130° 07.445′
〃	〃	北緯：32° 37.416′	東経：129° 07.627′
〃	〃	北緯：33° 02.816′	東経：129° 47.698′
平成26年度	〃	北緯：32° 58.476′	東経：129° 33.946′
〃	〃	北緯：32° 37.535′	東経：129° 31.758′
〃	〃	北緯：32° 43.325′	東経：130° 07.830′
〃	〃	北緯：32° 36.010′	東経：130° 08.199′
平成27年度	〃	北緯：32° 53.149′	東経：129° 30.000′
〃	〃	北緯：32° 51.206′	東経：129° 34.231′
〃	〃	北緯：32° 45.949′	東経：129° 45.447′
〃	〃	北緯：32° 42.069′	東経：129° 42.151′
平成29年度	〃	北緯：32° 54.950′	東経：129° 29.976′
〃	〃	北緯：33° 01.410′	東経：129° 48.256′
〃	〃	北緯：32° 43.590′	東経：130° 07.220′
〃	〃	北緯：32° 36.220′	東経：130° 07.900′
〃	〃	北緯：32° 45.180′	東経：129° 45.613′
平成30年度	〃	北緯：32° 56.667′	東経：129° 53.900′
〃	〃	北緯：32° 38.574′	東経：130° 00.300′
〃	〃	北緯：32° 45.642′	東経：130° 05.283′
〃	〃	北緯：32° 42.500′	東経：129° 45.033′
〃	〃	北緯：32° 50.075′	東経：129° 36.167′
令和元年度	〃	北緯：32° 58.466′	東経：129° 32.916′
〃	〃	北緯：33° 00.516′	東経：129° 37.200′
〃	〃	北緯：32° 43.650′	東経：130° 07.880′
〃	〃	北緯：33° 02.773′	東経：129° 47.046′
〃	〃	北緯：33° 02.472′	東経：129° 48.146′
〃	〃	北緯：32° 47.283′	東経：129° 44.100′
〃	〃	北緯：32° 45.058′	東経：129° 46.533′
〃	〃	北緯：32° 57.033′	東経：129° 34.698′
〃	〃	北緯：32° 40.233′	東経：129° 43.966′
令和2年度	〃	北緯：32° 57.500′	東経：129° 53.900′
〃	〃	北緯：32° 56.200′	東経：129° 34.698′
〃	〃	北緯：33° 00.587′	東経：129° 37.109′
〃	〃	北緯：33° 01.596′	東経：129° 32.480′
〃	〃	北緯：32° 42.202′	東経：129° 43.865′
令和3年度	〃	北緯：32° 43.849′	東経：130° 11.333′
〃	〃	北緯：32° 44.176′	東経：130° 10.328′

昭和51年度	五島	北緯：32° 48.553′	東経：128° 42.370′
昭和52年度	〃	北緯：32° 53.864′	東経：129° 10.142′
昭和53年度	〃	北緯：32° 55.458′	東経：128° 50.376′
昭和54年度	〃	北緯：33° 02.668′	東経：129° 07.895′
〃	〃	北緯：32° 55.395′	東経：128° 50.479′
昭和55年度	〃	北緯：32° 53.106′	東経：129° 10.101′
〃	〃	北緯：32° 32.658′	東経：128° 50.127′
昭和56年度	〃	北緯：32° 53.287′	東経：129° 10.093′
〃	〃	北緯：32° 32.493′	東経：128° 49.565′
昭和57年度	〃	北緯：32° 54.247′	東経：129° 10.708′
〃	〃	北緯：32° 33.252′	東経：128° 43.963′
昭和58年度	〃	北緯：33° 03.764′	東経：129° 09.046′
〃	〃	北緯：32° 33.313′	東経：128° 44.552′
昭和59年度	〃	北緯：32° 53.440′	東経：129° 10.885′
〃	〃	北緯：32° 45.057′	東経：129° 14.458′
〃	〃	北緯：32° 44.941′	東経：129° 14.823′
〃	〃	北緯：32° 44.823′	東経：129° 15.154′
〃	〃	北緯：32° 44.892′	東経：129° 14.219′
〃	〃	北緯：32° 44.731′	東経：129° 14.523′
〃	〃	北緯：32° 44.612′	東経：129° 14.857′
〃	〃	北緯：32° 44.500′	東経：129° 15.235′
昭和60年度	〃	北緯：32° 43.907′	東経：129° 19.117′
〃	〃	北緯：32° 43.757′	東経：129° 19.395′
〃	〃	北緯：32° 43.765′	東経：129° 19.660′
〃	〃	北緯：32° 43.819′	東経：129° 18.575′
〃	〃	北緯：32° 43.740′	東経：129° 19.144′
〃	〃	北緯：32° 43.562′	東経：129° 19.280′
〃	〃	北緯：32° 43.377′	東経：129° 19.564′
〃	〃	北緯：32° 54.562′	東経：128° 52.742′
昭和61年度	〃	北緯：32° 38.031′	東経：128° 56.686′
〃	〃	北緯：33° 02.240′	東経：129° 08.185′
〃	〃	北緯：32° 54.592′	東経：128° 52.118′
〃	〃	北緯：32° 38.133′	東経：128° 35.196′
昭和62年度	〃	北緯：32° 38.110′	東経：128° 57.139′
〃	〃	北緯：32° 48.452′	東経：129° 02.449′
〃	〃	北緯：32° 55.011′	東経：128° 51.670′
〃	〃	北緯：33° 01.588′	東経：129° 08.070′
昭和63年度	〃	北緯：32° 40.046′	東経：129° 15.598′
〃	〃	北緯：33° 03.445′	東経：129° 07.448′
〃	〃	北緯：33° 03.178′	東経：129° 01.897′
〃	〃	北緯：32° 38.131′	東経：128° 35.221′
平成元年度	〃	北緯：33° 03.886′	東経：129° 00.325′
〃	〃	北緯：32° 38.383′	東経：128° 57.286′
〃	〃	北緯：32° 37.965′	東経：128° 35.400′
平成2年度	〃	北緯：33° 02.904′	東経：129° 07.685′
〃	〃	北緯：32° 48.336′	東経：129° 01.697′
〃	〃	北緯：32° 33.463′	東経：128° 44.561′
平成3年度	〃	北緯：32° 33.386′	東経：128° 46.401′
〃	〃	北緯：32° 49.568′	東経：128° 46.404′

〃	〃	北緯：32° 48.130′	東経：129° 01.299′
平成4年度	〃	北緯：32° 41.650′	東経：128° 55.610′
〃	〃	北緯：32° 34.544′	東経：128° 50.750′
〃	〃	北緯：32° 48.843′	東経：128° 57.884′
平成5年度	〃	北緯：32° 49.116′	東経：128° 58.786′
〃	〃	北緯：32° 34.821′	東経：128° 50.710′
〃	〃	北緯：32° 41.800′	東経：128° 55.260′
平成6年度	〃	北緯：32° 54.616′	東経：129° 08.335′
〃	〃	北緯：32° 55.569′	東経：128° 55.709′
〃	〃	北緯：32° 48.499′	東経：128° 41.461′
平成7年度	〃	北緯：32° 55.098′	東経：129° 08.638′
〃	〃	北緯：32° 55.719′	東経：128° 55.749′
〃	〃	北緯：32° 48.459′	東経：128° 47.420′
〃	〃	北緯：32° 51.199′	東経：129° 07.948′
平成8年度	〃	北緯：32° 48.249′	東経：128° 41.911′
〃	〃	北緯：32° 54.739′	東経：129° 08.708′
〃	〃	北緯：32° 56.049′	東経：128° 55.949′
平成9年度	〃	北緯：32° 49.336′	東経：128° 46.723′
〃	〃	北緯：32° 54.889′	東経：129° 08.248′
〃	〃	北緯：32° 56.109′	東経：128° 56.314′
平成10年度	〃	北緯：32° 49.529′	東経：129° 06.798′
〃	〃	北緯：32° 56.349′	東経：128° 56.649′
〃	〃	北緯：32° 49.431′	東経：128° 46.196′
〃	〃	北緯：32° 49.489′	東経：129° 00.729′
〃	〃	北緯：32° 48.509′	東経：128° 43.371′
〃	〃	北緯：32° 33.741′	東経：128° 44.511′
平成11年度	〃	北緯：32° 49.539′	東経：129° 06.747′
〃	〃	北緯：32° 56.202′	東経：128° 57.049′
〃	〃	北緯：32° 49.666′	東経：128° 45.724′
〃	〃	北緯：32° 49.639′	東経：129° 00.459′
〃	〃	北緯：33° 01.477′	東経：129° 00.872′
平成12年度	〃	北緯：32° 49.558′	東経：129° 06.490′
〃	〃	北緯：32° 56.458′	東経：128° 57.378′
〃	〃	北緯：32° 49.317′	東経：128° 45.842′
〃	〃	北緯：32° 49.253′	東経：129° 01.115′
平成13年度	〃	北緯：32° 53.896′	東経：129° 06.471′
〃	〃	北緯：32° 56.563′	東経：128° 57.833′
〃	〃	北緯：32° 48.856′	東経：128° 48.641′
〃	〃	北緯：33° 01.280′	東経：129° 01.046′
〃	〃	北緯：32° 49.180′	東経：129° 00.637′
平成14年度	〃	北緯：32° 49.952′	東経：129° 06.815′
〃	〃	北緯：32° 57.205′	東経：128° 57.744′
〃	〃	北緯：32° 48.886′	東経：128° 48.124′
〃	〃	北緯：33° 01.604′	東経：129° 00.578′
〃	〃	北緯：33° 01.584′	東経：129° 00.615′
〃	〃	北緯：33° 01.738′	東経：129° 07.893′
平成15年度	〃	北緯：33° 01.149′	東経：129° 00.381′
〃	〃	北緯：32° 54.052′	東経：129° 06.699′
〃	〃	北緯：32° 56.956′	東経：128° 57.649′

〃	〃	北緯：32° 48.955′	東経：129° 01.132′
〃	〃	北緯：32° 48.985′	東経：128° 47.543′
平成16年度	〃	北緯：33° 02.843′	東経：129° 02.424′
〃	〃	北緯：33° 00.866′	東経：128° 59.993′
〃	〃	北緯：32° 53.999′	東経：129° 07.076′
〃	〃	北緯：32° 48.738′	東経：129° 00.388′
平成17年度	〃	北緯：33° 01.756′	東経：129° 00.881′
〃	〃	北緯：32° 48.534′	東経：128° 46.248′
〃	〃	北緯：32° 33.426′	東経：128° 44.827′
〃	〃	北緯：33° 02.495′	東経：129° 01.760′
〃	〃	北緯：32° 54.141′	東経：129° 07.725′
平成18年度	〃	北緯：32° 33.480′	東経：128° 45.702′
〃	〃	北緯：33° 02.510′	東経：129° 02.370′
〃	〃	北緯：32° 59.069′	東経：128° 59.325′
〃	〃	北緯：33° 01.541′	東経：129° 00.290′
〃	〃	北緯：32° 49.800′	東経：128° 47.970′
〃	〃	北緯：32° 48.110′	東経：129° 00.960′
平成19年度	〃	北緯：32° 34.600′	東経：128° 40.250′
〃	〃	北緯：33° 02.000′	東経：129° 01.300′
〃	〃	北緯：32° 59.600′	東経：128° 57.400′
〃	〃	北緯：32° 53.600′	東経：129° 08.400′
〃	〃	北緯：32° 48.000′	東経：129° 04.600′
〃	〃	北緯：32° 45.800′	東経：129° 02.500′
〃	〃	北緯：33° 05.348′	東経：128° 42.345′
〃	〃	北緯：33° 05.539′	東経：128° 42.523′
〃	〃	北緯：33° 05.118′	東経：128° 42.528′
〃	〃	北緯：33° 05.157′	東経：128° 42.117′
〃	〃	北緯：33° 05.539′	東経：128° 42.117′
平成20年度	〃	北緯：33° 59.452′	東経：128° 59.449′
〃	〃	北緯：33° 02.042′	東経：129° 02.020′
〃	〃	北緯：32° 54.648′	東経：129° 07.728′
〃	〃	北緯：32° 56.863′	東経：128° 56.953′
〃	〃	北緯：32° 39.600′	東経：128° 57.400′
平成21年度	〃	北緯：33° 02.950′	東経：129° 01.300′
〃	〃	北緯：32° 50.850′	東経：129° 05.083′
〃	〃	北緯：32° 50.054′	東経：129° 04.986′
〃	〃	北緯：32° 50.054′	東経：129° 05.500′
平成22年度	〃	北緯：32° 56.000′	東経：128° 55.000′
〃	〃	北緯：33° 03.500′	東経：129° 02.500′
〃	〃	北緯：32° 56.888′	東経：128° 58.083′
〃	〃	北緯：32° 57.333′	東経：128° 57.192′
平成23年度	〃	北緯：32° 33.000′	東経：128° 44.857′
〃	〃	北緯：32° 56.489′	東経：128° 55.655′
〃	〃	北緯：33° 03.402′	東経：129° 01.935′
〃	〃	北緯：32° 56.603′	東経：128° 56.200′
平成24年度	〃	北緯：33° 03.145′	東経：129° 02.921′
〃	〃	北緯：33° 03.703′	東経：129° 03.027′
〃	〃	北緯：33° 02.813′	東経：129° 01.980′
〃	〃	北緯：32° 52.000′	東経：129° 08.000′

〃	〃	北緯：32° 55.231′	東経：128° 50.609′
平成26年度	〃	北緯：32° 43.297′	東経：128° 32.452′
〃	〃	北緯：32° 42.754′	東経：128° 32.452′
〃	〃	北緯：32° 42.754′	東経：128° 31.806′
〃	〃	北緯：32° 43.297′	東経：128° 31.806′
平成27年度	〃	北緯：32° 39.462′	東経：128° 56.866′
平成28年度	〃	北緯：33° 02.481′	東経：129° 01.211′
〃	〃	北緯：32° 42.223′	東経：128° 33.097′
〃	〃	北緯：32° 41.683′	東経：128° 33.097′
〃	〃	北緯：32° 53.287′	東経：128° 10.093′
平成29年度	〃	北緯：32° 42.223′	東経：128° 32.456′
〃	〃	北緯：33° 03.764′	東経：129° 09.046′
平成30年度	〃	北緯：32° 52.200′	東経：129° 06.868′
〃	〃	北緯：32° 41.683′	東経：128° 32.456′
令和元年度	〃	北緯：32° 57.806′	東経：128° 57.936′
〃	〃	北緯：32° 49.538′	東経：128° 59.734′
〃	〃	北緯：32° 46.896′	東経：128° 38.766′
〃	〃	北緯：33° 03.197′	東経：128° 46.869′
令和2年度	〃	北緯：33° 02.240′	東経：129° 08.185′
〃	〃	北緯：32° 47.569′	東経：128° 39.069′
〃	〃	北緯：32° 47.631′	東経：128° 39.171′
〃	〃	北緯：33° 03.002′	東経：129° 08.616′
〃	〃	北緯：32° 51.680′	東経：129° 06.796′
令和3年度	〃	北緯：32° 00.480′	東経：128° 23.990′
〃	〃	北緯：32° 47.600′	東経：128° 39.120′
〃	〃	北緯：33° 05.299′	東経：129° 03.830′
〃	〃	北緯：32° 46.000′	東経：128° 37.625′
昭和52年度	壱 岐	北緯：33° 55.866′	東経：129° 51.312′
昭和53年度	〃	北緯：33° 43.120′	東経：129° 47.362′
昭和54年度	〃	北緯：33° 55.647′	東経：129° 41.398′
昭和55年度	〃	北緯：33° 41.863′	東経：129° 40.780′
昭和56年度	〃	北緯：33° 42.503′	東経：129° 49.541′
昭和57年度	〃	北緯：33° 51.904′	東経：129° 51.208′
昭和59年度	〃	北緯：33° 42.650′	東経：129° 47.669′
昭和60年度	〃	北緯：34° 03.206′	東経：129° 45.148′
昭和61年度	〃	北緯：33° 47.298′	東経：129° 51.457′
昭和62年度	〃	北緯：33° 44.909′	東経：129° 33.450′
昭和63年度	〃	北緯：33° 42.835′	東経：129° 47.909′
平成元年度	〃	北緯：33° 54.173′	東経：129° 38.894′
平成2年度	〃	北緯：33° 57.362′	東経：129° 49.363′
平成3年度	〃	北緯：33° 42.214′	東経：129° 37.164′
平成4年度	〃	北緯：33° 42.634′	東経：129° 47.033′
平成5年度	〃	北緯：33° 52.863′	東経：129° 36.444′
平成6年度	〃	北緯：33° 54.803′	東経：129° 50.533′
平成7年度	〃	北緯：33° 47.364′	東経：129° 49.793′
〃	〃	北緯：33° 42.834′	東経：129° 47.103′
平成8年度	〃	北緯：33° 41.701′	東経：129° 39.011′
平成9年度	〃	北緯：33° 52.753′	東経：129° 36.734′
平成10年度	〃	北緯：33° 54.517′	東経：129° 50.361′

"	"	北緯：33° 53.498'	東経：129° 38.616'
"	"	北緯：33° 42.526'	東経：129° 47.500'
"	"	北緯：33° 46.911'	東経：129° 48.901'
平成11年度	"	北緯：33° 41.846'	東経：129° 39.700'
"	"	北緯：33° 52.001'	東経：129° 47.944'
"	"	北緯：33° 54.058'	東経：129° 38.624'
平成12年度	"	北緯：33° 42.734'	東経：129° 47.373'
"	"	北緯：33° 41.897'	東経：129° 36.562'
"	"	北緯：33° 51.619'	東経：129° 27.354'
平成13年度	"	北緯：33° 53.698'	東経：129° 36.326'
"	"	北緯：33° 44.605'	東経：129° 35.627'
平成14年度	"	北緯：33° 46.316'	東経：129° 50.848'
"	"	北緯：33° 54.538'	東経：129° 35.672'
"	"	北緯：33° 42.803'	東経：129° 49.631'
平成15年度	"	北緯：33° 53.616'	東経：129° 35.274'
"	"	北緯：33° 47.746'	東経：129° 27.453'
"	"	北緯：33° 46.657'	東経：129° 50.504'
"	"	北緯：33° 42.424'	東経：129° 47.012'
平成16年度	"	北緯：33° 47.395'	東経：129° 28.852'
"	"	北緯：33° 47.023'	東経：129° 51.070'
"	"	北緯：33° 52.149'	東経：129° 32.166'
平成17年度	"	北緯：33° 46.193'	東経：129° 29.365'
"	"	北緯：33° 52.146'	東経：129° 32.652'
"	"	北緯：33° 46.883'	東経：129° 50.306'
平成18年度	"	北緯：33° 47.010'	東経：129° 50.790'
"	"	北緯：33° 43.167'	東経：129° 48.102'
"	"	北緯：33° 47.694'	東経：129° 29.064'
"	"	北緯：33° 47.094'	東経：129° 29.064'
"	"	北緯：33° 52.848'	東経：129° 31.312'
"	"	北緯：33° 52.494'	東経：129° 31.731'
"	"	北緯：33° 47.202'	東経：129° 50.790'
平成19年度	"	北緯：33° 42.960'	東経：129° 48.630'
"	"	北緯：33° 47.412'	東経：129° 50.974'
"	"	北緯：33° 44.694'	東経：129° 29.365'
"	"	北緯：33° 53.283'	東経：129° 30.777'
平成20年度	"	北緯：33° 54.393'	東経：129° 47.963'
"	"	北緯：33° 42.634'	東経：129° 48.690'
"	"	北緯：33° 54.193'	東経：129° 32.865'
"	"	北緯：33° 46.905'	東経：129° 49.595'
"	"	北緯：33° 45.000'	東経：129° 22.210'
"	"	北緯：33° 44.845'	東経：129° 22.394'
"	"	北緯：33° 44.690'	東経：129° 22.578'
"	"	北緯：33° 44.535'	東経：129° 22.762'
"	"	北緯：33° 44.381'	東経：129° 22.946'
"	"	北緯：33° 44.226'	東経：129° 23.129'
平成21年度	"	北緯：33° 54.195'	東経：129° 37.246'
"	"	北緯：33° 47.000'	東経：129° 26.500'
"	"	北緯：33° 47.530'	東経：129° 50.333'
"	"	北緯：33° 41.904'	東経：129° 48.925'

平成22年度	〃	北緯：33° 54.728′	東経：129° 38.932′
〃	〃	北緯：33° 54.193′	東経：129° 39.697′
〃	〃	北緯：33° 46.798′	東経：129° 51.651′
〃	〃	北緯：33° 46.498′	東経：129° 49.892′
〃	〃	北緯：33° 45.963′	東経：129° 27.509′
〃	〃	北緯：33° 45.696′	東経：129° 34.670′
〃	〃	北緯：33° 45.840′	東経：129° 33.290′
平成23年度	〃	北緯：33° 44.864′	東経：129° 26.274′
〃	〃	北緯：33° 43.500′	東経：129° 49.500′
〃	〃	北緯：33° 46.547′	東経：129° 34.140′
〃	〃	北緯：33° 45.133′	東経：129° 32.440′
〃	〃	北緯：33° 47.819′	東経：129° 50.485′
平成24年度	〃	北緯：33° 54.266′	東経：129° 39.124′
〃	〃	北緯：33° 47.254′	東経：129° 33.290′
〃	〃	北緯：33° 46.547′	東経：129° 32.440′
〃	〃	北緯：33° 45.840′	東経：129° 31.589′
〃	〃	北緯：33° 48.191′	東経：129° 30.434′
〃	〃	北緯：33° 47.408′	東経：129° 49.119′
〃	〃	北緯：33° 43.800′	東経：129° 48.850′
〃	〃	北緯：33° 46.300′	東経：129° 25.390′
〃	〃	北緯：33° 47.830′	東経：129° 49.700′
〃	〃	北緯：33° 48.200′	東経：129° 26.800′
〃	〃	北緯：33° 48.310′	東経：129° 49.650′
〃	〃	北緯：33° 48.652′	東経：129° 30.980′
平成26年度	〃	北緯：33° 59.298′	東経：129° 33.993′
〃	〃	北緯：33° 59.642′	東経：129° 33.579′
平成27年度	〃	北緯：33° 43.167′	東経：129° 47.361′
〃	〃	北緯：33° 42.554′	東経：129° 49.480′
〃	〃	北緯：33° 42.459′	東経：129° 49.594′
〃	〃	北緯：32° 48.500′	東経：129° 49.112′
平成28年度	〃	北緯：33° 48.333′	東経：129° 26.238′
〃	〃	北緯：33° 50.195′	東経：129° 31.364′
平成29年度	〃	北緯：33° 46.157′	東経：129° 50.301′
〃	〃	北緯：33° 40.877′	東経：129° 39.332′
平成30年度	〃	北緯：33° 47.914′	東経：129° 49.032′
〃	〃	北緯：33° 47.500′	東経：129° 37.000′
令和元年度	〃	北緯：33° 52.976′	東経：129° 30.014′
〃	〃	北緯：33° 46.916′	東経：129° 49.233′
令和2年度	〃	北緯：33° 47.800′	東経：129° 50.100′
〃	〃	北緯：33° 48.427′	東経：129° 36.730′
令和3年度	〃	北緯：33° 44.535′	東経：129° 22.762′
〃	〃	北緯：33° 54.995′	東経：129° 50.662′
昭和51年度	対馬	北緯：34° 37.647′	東経：129° 32.034′
昭和52年度	〃	北緯：34° 08.659′	東経：129° 19.668′
昭和53年度	〃	北緯：34° 20.666′	東経：129° 35.135′
昭和54年度	〃	北緯：34° 17.979′	東経：129° 29.525′
昭和55年度	〃	北緯：34° 30.298′	東経：129° 29.260′
〃	〃	北緯：34° 08.680′	東経：129° 19.478′
昭和56年度	〃	北緯：34° 24.677′	東経：129° 14.236′

〃	〃	北緯：34° 18.254′	東経：129° 28.880′
昭和57年度	〃	北緯：34° 32.107′	東経：129° 15.922′
〃	〃	北緯：34° 08.166′	東経：129° 20.829′
昭和58年度	〃	北緯：34° 37.285′	東経：129° 32.452′
〃	〃	北緯：34° 14.392′	東経：129° 08.110′
昭和59年度	〃	北緯：34° 24.939′	東経：129° 14.132′
〃	〃	北緯：34° 18.178′	東経：129° 28.823′
〃	〃	北緯：34° 59.232′	東経：129° 09.314′
昭和60年度	〃	北緯：34° 32.584′	東経：129° 33.855′
〃	〃	北緯：34° 08.149′	東経：129° 20.248′
昭和61年度	〃	北緯：34° 31.580′	東経：129° 15.654′
〃	〃	北緯：34° 07.308′	東経：129° 08.464′
昭和62年度	〃	北緯：34° 06.591′	東経：129° 08.339′
〃	〃	北緯：34° 38.638′	東経：129° 37.138′
昭和63年度	〃	北緯：34° 29.119′	東経：129° 06.725′
〃	〃	北緯：34° 06.725′	東経：129° 23.531′
〃	〃	北緯：34° 40.934′	東経：129° 33.402′
平成元年度	〃	北緯：34° 31.076′	東経：129° 16.400′
〃	〃	北緯：34° 12.912′	東経：129° 08.032′
平成2年度	〃	北緯：34° 32.936′	東経：129° 33.951′
〃	〃	北緯：34° 05.747′	東経：129° 08.322′
平成3年度	〃	北緯：34° 40.647′	東経：129° 22.704′
〃	〃	北緯：34° 30.228′	東経：129° 30.874′
平成4年度	〃	北緯：34° 33.056′	東経：129° 30.339′
〃	〃	北緯：34° 06.387′	東経：129° 17.560′
〃	〃	北緯：34° 12.800′	東経：129° 09.556′
平成5年度	〃	北緯：34° 25.322′	東経：129° 24.681′
〃	〃	北緯：34° 35.188′	東経：129° 30.443′
〃	〃	北緯：34° 40.567′	東経：129° 22.864′
平成6年度	〃	北緯：34° 33.468′	東経：129° 31.383′
〃	〃	北緯：34° 14.840′	東経：129° 21.695′
〃	〃	北緯：34° 06.711′	東経：129° 08.736′
平成7年度	〃	北緯：34° 36.868′	東経：129° 31.403′
〃	〃	北緯：34° 29.408′	東経：129° 15.995′
〃	〃	北緯：34° 21.289′	東経：129° 11.706′
〃	〃	北緯：34° 25.369′	東経：129° 27.354′
〃	〃	北緯：34° 10.070′	東経：129° 20.905′
平成8年度	〃	北緯：34° 25.679′	東経：129° 14.566′
〃	〃	北緯：34° 24.689′	東経：129° 26.804′
〃	〃	北緯：34° 12.720′	東経：129° 08.256′
平成9年度	〃	北緯：34° 17.650′	東経：129° 28.014′
〃	〃	北緯：34° 20.509′	東経：129° 10.879′
〃	〃	北緯：34° 33.228′	東経：129° 29.884′
平成10年度	〃	北緯：34° 41.221′	東経：129° 21.816′
〃	〃	北緯：34° 29.385′	東経：129° 15.456′
〃	〃	北緯：34° 03.768′	東経：129° 11.247′
〃	〃	北緯：34° 06.374′	東経：129° 19.193′
〃	〃	北緯：34° 25.015′	東経：129° 29.732′
〃	〃	北緯：34° 21.604′	東経：129° 10.667′

平成11年度	〃	北緯：34° 30.488′	東経：129° 30.404′
〃	〃	北緯：34° 25.220′	東経：129° 14.324′
〃	〃	北緯：34° 13.325′	東経：129° 08.892′
平成12年度	〃	北緯：34° 35.789′	東経：129° 31.383′
〃	〃	北緯：34° 41.577′	東経：129° 21.134′
〃	〃	北緯：34° 06.413′	東経：129° 07.999′
〃	〃	北緯：34° 04.801′	東経：129° 14.601′
平成13年度	〃	北緯：34° 48.321′	東経：129° 27.485′
〃	〃	北緯：34° 19.524′	東経：129° 29.005′
〃	〃	北緯：34° 04.424′	東経：129° 16.312′
平成14年度	〃	北緯：34° 36.245′	東経：129° 35.008′
〃	〃	北緯：34° 24.339′	東経：129° 14.177′
〃	〃	北緯：34° 14.380′	東経：129° 08.090′
〃	〃	北緯：34° 27.746′	東経：129° 27.748′
〃	〃	北緯：34° 27.749′	東経：129° 27.809′
〃	〃	北緯：34° 48.507′	東経：129° 27.718′
〃	〃	北緯：34° 31.414′	東経：129° 16.370′
〃	〃	北緯：34° 31.391′	東経：129° 16.374′
〃	〃	北緯：34° 18.738′	東経：129° 28.829′
〃	〃	北緯：34° 18.656′	東経：129° 28.766′
平成15年度	〃	北緯：34° 18.822′	東経：129° 10.578′
〃	〃	北緯：34° 35.597′	東経：129° 31.119′
〃	〃	北緯：34° 04.621′	東経：129° 17.622′
〃	〃	北緯：34° 03.960′	東経：129° 11.669′
〃	〃	北緯：34° 30.002′	東経：129° 29.915′
平成16年度	〃	北緯：34° 31.195′	東経：129° 28.746′
〃	〃	北緯：34° 12.231′	東経：129° 08.767′
〃	〃	北緯：34° 31.240′	東経：129° 15.913′
〃	〃	北緯：34° 41.185′	東経：129° 32.893′
平成17年度	〃	北緯：34° 25.105′	東経：129° 14.565′
〃	〃	北緯：34° 33.891′	東経：129° 30.002′
〃	〃	北緯：34° 05.623′	東経：129° 17.825′
平成18年度	〃	北緯：34° 31.300′	東経：129° 29.000′
〃	〃	北緯：34° 11.025′	東経：129° 08.698′
〃	〃	北緯：34° 17.434′	東経：129° 30.787′
〃	〃	北緯：34° 17.641′	東経：129° 30.195′
〃	〃	北緯：34° 33.650′	東経：129° 31.210′
〃	〃	北緯：34° 15.820′	東経：129° 10.260′
〃	〃	北緯：34° 38.939′	東経：129° 37.029′
〃	〃	北緯：34° 12.385′	東経：129° 09.400′
〃	〃	北緯：34° 31.105′	東経：129° 15.769′
平成19年度	〃	北緯：34° 17.084′	東経：129° 10.001′
〃	〃	北緯：34° 14.890′	東経：129° 07.866′
〃	〃	北緯：34° 08.751′	東経：129° 08.996′
〃	〃	北緯：34° 04.184′	東経：129° 14.533′
〃	〃	北緯：34° 05.480′	東経：129° 18.272′
〃	〃	北緯：34° 17.306′	東経：129° 31.379′
〃	〃	北緯：34° 31.603′	東経：129° 29.195′
〃	〃	北緯：34° 33.873′	東経：129° 07.416′

〃	〃	北緯：34° 33.626′	東経：129° 07.283′
〃	〃	北緯：34° 33.379′	東経：129° 07.149′
〃	〃	北緯：34° 32.887′	東経：129° 06.883′
〃	〃	北緯：34° 32.640′	東経：129° 06.749′
〃	〃	北緯：34° 32.393′	東経：129° 06.616′
平成20年度	〃	北緯：34° 30.850′	東経：129° 15.640′
〃	〃	北緯：34° 12.540′	東経：129° 26.350′
〃	〃	北緯：34° 05.296′	東経：129° 17.825′
〃	〃	北緯：34° 17.573′	東経：129° 10.180′
〃	〃	北緯：34° 10.990′	東経：129° 07.637′
〃	〃	北緯：34° 04.346′	東経：129° 14.043′
平成21年度	〃	北緯：34° 11.472′	東経：129° 28.394′
〃	〃	北緯：34° 17.000′	東経：129° 27.500′
〃	〃	北緯：34° 16.500′	東経：129° 27.000′
〃	〃	北緯：34° 09.492′	東経：129° 08.965′
〃	〃	北緯：34° 04.193′	東経：129° 17.865′
〃	〃	北緯：34° 07.800′	東経：129° 08.465′
〃	〃	北緯：34° 16.602′	東経：129° 09.666′
〃	〃	北緯：34° 13.537′	東経：129° 07.804′
〃	〃	北緯：34° 13.026′	東経：129° 25.697′
平成22年度	〃	北緯：34° 26.083′	東経：129° 14.917′
〃	〃	北緯：34° 30.000′	東経：129° 15.752′
〃	〃	北緯：34° 29.767′	東経：129° 30.533′
〃	〃	北緯：34° 10.092′	東経：129° 08.725′
〃	〃	北緯：34° 04.893′	東経：129° 14.912′
〃	〃	北緯：34° 05.567′	東経：129° 07.833′
〃	〃	北緯：34° 09.702′	東経：129° 08.198′
〃	〃	北緯：34° 05.393′	東経：129° 19.864′
平成23年度	〃	北緯：34° 29.825′	東経：129° 16.301′
〃	〃	北緯：34° 30.316′	東経：129° 29.090′
〃	〃	北緯：34° 19.833′	東経：129° 30.000′
〃	〃	北緯：34° 11.442′	東経：129° 26.614′
〃	〃	北緯：34° 16.192′	東経：129° 09.365′
〃	〃	北緯：34° 20.000′	東経：129° 30.833′
〃	〃	北緯：34° 10.169′	東経：129° 09.304′
〃	〃	北緯：34° 04.006′	東経：129° 16.656′
〃	〃	北緯：34° 09.093′	東経：129° 08.465′
〃	〃	北緯：34° 11.912′	東経：129° 08.327′
平成24年度	〃	北緯：34° 08.671′	東経：129° 19.565′
〃	〃	北緯：34° 13.076′	東経：129° 25.090′
〃	〃	北緯：34° 30.453′	東経：129° 16.396′
〃	〃	北緯：34° 17.148′	東経：129° 29.641′
〃	〃	北緯：34° 33.521′	東経：129° 34.144′
〃	〃	北緯：34° 12.260′	東経：129° 25.938′
〃	〃	北緯：34° 16.506′	東経：129° 29.074′
〃	〃	北緯：34° 33.061′	東経：129° 33.794′
〃	〃	北緯：34° 15.242′	東経：129° 08.554′
〃	〃	北緯：34° 08.613′	東経：129° 08.285′
〃	〃	北緯：34° 13.389′	東経：129° 24.773′
〃	〃	北緯：34° 12.764′	東経：129° 25.407′

〃	〃	北緯：34° 12.573′	東経：129° 25.621′
〃	〃	北緯：34° 11.948′	東経：129° 26.255′
平成25年度	〃	北緯：34° 17.816′	東経：129° 10.272′
〃	〃	北緯：34° 17.189′	東経：129° 09.666′
平成26年度	〃	北緯：34° 10.883′	東経：129° 27.380′
〃	〃	北緯：34° 11.196′	東経：129° 27.064′
〃	〃	北緯：34° 10.570′	東経：129° 27.696′
〃	〃	北緯：34° 30.459′	東経：129° 15.468′
〃	〃	北緯：34° 43.600′	東経：129° 23.000′
〃	〃	北緯：34° 49.049′	東経：129° 29.000′
〃	〃	北緯：34° 43.000′	東経：129° 34.000′
平成27年度	〃	北緯：34° 16.044′	東経：129° 26.800′
〃	〃	北緯：34° 40.951′	東経：129° 23.129′
〃	〃	北緯：34° 30.702′	東経：129° 14.958′
平成28年度	〃	北緯：34° 47.237′	東経：129° 36.862′
〃	〃	北緯：34° 16.731′	東経：129° 30.838′
〃	〃	北緯：34° 48.833′	東経：129° 26.917′
〃	〃	北緯：34° 31.238′	東経：129° 15.267′
〃	〃	北緯：34° 14.274′	東経：129° 26.249′
平成29年度	〃	北緯：34° 12.383′	東経：129° 20.744′
〃	〃	北緯：34° 30.217′	東経：129° 14.880′
平成30年度	〃	北緯：34° 15.192′	東経：129° 25.864′
〃	〃	北緯：34° 09.155′	東経：129° 07.775′
〃	〃	北緯：34° 42.188′	東経：129° 37.862′
〃	〃	北緯：34° 28.614′	東経：129° 15.138′
令和元年度	〃	北緯：34° 28.839′	東経：129° 28.839′
〃	〃	北緯：34° 38.680′	東経：129° 17.324′
〃	〃	北緯：34° 23.600′	東経：129° 27.000′
〃	〃	北緯：34° 08.037′	東経：129° 20.248′
令和2年度	〃	北緯：34° 16.470′	東経：129° 10.100′
〃	〃	北緯：34° 31.749′	東経：129° 15.331′
〃	〃	北緯：34° 49.547′	東経：129° 29.863′
〃	〃	北緯：34° 16.118′	東経：129° 30.113′
〃	〃	北緯：34° 16.118′	東経：129° 30.191′
令和3年度	〃	北緯：34° 32.639′	東経：129° 15.874′
〃	〃	北緯：34° 40.934′	東経：129° 33.343′
〃	〃	北緯：34° 40.934′	東経：129° 33.461′
〃	〃	北緯：34° 40.897′	東経：129° 19.007′
〃	〃	北緯：34° 22.000′	東経：129° 30.000′

(注1) 中心点の位置は世界測地系に拠る。

(注2) 大型魚礁とは、天然礁又は既存の人工礁を補完し、漁場を拡大するために整備したものをいう。

別表第3 (その1)

下表に示す人工礁造成区域の範囲から500メートル以内の区域

設置年度	海 域	設 置 範 囲
昭和55年度	長崎北	イ(北緯：33° 38.414′ 東経：129° 14.216′) ロ(北緯：33° 38.194′ 東経：129° 13.846′) ハ(北緯：33° 37.474′ 東経：129° 15.286′) ニ(北緯：33° 37.694′ 東経：129° 15.726′) を結ぶ範囲
平成6年度	〃	イ(北緯：33° 17.037′ 東経：129° 13.497′) ロ(北緯：33° 17.037′ 東経：129° 14.627′) ハ(北緯：32° 16.393′ 東経：129° 13.498′) ニ(北緯：32° 16.393′ 東経：129° 14.628′) を結ぶ範囲
平成7年度	〃	イ(北緯：33° 28.177′ 東経：129° 38.484′) ロ(北緯：33° 28.747′ 東経：129° 38.134′) ハ(北緯：33° 28.037′ 東経：129° 38.144′) ニ(北緯：33° 28.607′ 東経：129° 37.794′) を結ぶ範囲

		イ(北緯:33° 30.017' 東経:129° 39.031') ロ(北緯:33° 30.737' 東経:129° 38.774') ハ(北緯:33° 30.187' 東経:129° 39.614') ニ(北緯:33° 30.907' 東経:129° 39.021') を結ぶ範囲
平成12年度	〃	イ(北緯:33° 20.038' 東経:129° 21.072') ロ(北緯:33° 20.040' 東経:129° 22.877') ハ(北緯:33° 19.662' 東経:129° 22.878') ニ(北緯:33° 19.660' 東経:129° 21.073') を結ぶ範囲 イ(北緯:33° 18.775' 東経:129° 21.756') ロ(北緯:33° 18.776' 東経:129° 22.723') ハ(北緯:33° 18.235' 東経:129° 22.724') ニ(北緯:33° 18.234' 東経:129° 21.757') を結ぶ範囲
平成16年度	〃	イ(北緯:33° 08.079' 東経:129° 17.638') ロ(北緯:33° 08.522' 東経:129° 18.522') ハ(北緯:33° 08.582' 東経:129° 17.196') ニ(北緯:33° 09.089' 東経:129° 18.206') を結ぶ範囲
昭和61年度	長崎南	北緯:32° 30.620' 東経:129° 39.799' を中心点とする半径およそ1,500mに囲まれた範囲
平成5年度	〃	イ(北緯:32° 52.827' 東経:129° 23.407') ロ(北緯:32° 52.177' 東経:129° 23.408') ハ(北緯:32° 52.179' 東経:129° 25.267') ニ(北緯:32° 52.828' 東経:129° 25.267') を結ぶ範囲
平成11年度	〃	イ(北緯:32° 49.151' 東経:129° 34.366') ロ(北緯:32° 48.491' 東経:129° 34.366') ハ(北緯:32° 49.151' 東経:129° 35.515') ニ(北緯:32° 48.491' 東経:129° 35.515') を結ぶ範囲
平成14年度	〃	イ(北緯:32° 32.632' 東経:129° 40.876') ロ(北緯:32° 32.631' 東経:129° 42.026') ハ(北緯:32° 31.984' 東経:129° 40.875') ニ(北緯:32° 31.982' 東経:129° 42.025') を結ぶ範囲
平成23年度	〃	イ(北緯:32° 37.646' 東経:129° 36.284') ロ(北緯:32° 36.768' 東経:129° 36.745') ハ(北緯:32° 36.953' 東経:129° 36.033') ニ(北緯:32° 36.067' 東経:129° 36.512') を結ぶ範囲
平成19年度	県北西	イ(北緯:33° 22.844' 東経:129° 05.666') ロ(北緯:33° 22.847' 東経:129° 06.633') ハ(北緯:33° 21.224' 東経:129° 06.640') ニ(北緯:33° 21.221' 東経:129° 05.673') を結ぶ範囲
昭和58年度	五島	イ(北緯:33° 01.560' 東経:129° 53.033') ロ(北緯:33° 01.130' 東経:129° 55.174') ハ(北緯:32° 59.450' 東経:129° 54.724') ニ(北緯:32° 59.860' 東経:129° 52.584') を結ぶ範囲
平成4年度	〃	イ(北緯:32° 48.301' 東経:129° 06.808') ロ(北緯:32° 47.561' 東経:129° 07.768') ハ(北緯:32° 48.841' 東経:129° 07.368') ニ(北緯:32° 48.031' 東経:129° 08.288') を結ぶ範囲
平成11年度	〃	北緯:32° 37.491' 東経:128° 56.369' を中心点とする半径2kmに囲まれた範囲
平成14年度	〃	イ(北緯:32° 51.210' 東経:128° 41.747') ロ(北緯:32° 50.388' 東経:128° 42.844') ハ(北緯:32° 50.838' 東経:128° 41.207') ニ(北緯:32° 49.927' 東経:128° 42.304') を結ぶ範囲
平成23年度	〃	イ(北緯:33° 03.884' 東経:128° 58.164') ロ(北緯:33° 02.913' 東経:128° 58.164') ハ(北緯:33° 03.884' 東経:128° 58.937') ニ(北緯:33° 02.913' 東経:128° 58.937') を結ぶ範囲
昭和63年度	壱岐	イ(北緯:33° 57.005' 東経:129° 42.017') ロ(北緯:33° 55.095' 東経:129° 42.017') ハ(北緯:33° 55.095' 東経:129° 44.063') ニ(北緯:33° 57.005' 東経:129° 44.063') を結ぶ範囲
平成10年度	〃	イ(北緯:33° 40.166' 東経:129° 37.953') ロ(北緯:33° 39.547' 東経:129° 38.333') ハ(北緯:33° 39.666' 東経:129° 36.663') ニ(北緯:33° 39.016' 東経:129° 37.073') を結ぶ範囲
平成14年度	〃	イ(北緯:33° 54.877' 東経:129° 47.328') ロ(北緯:33° 55.120' 東経:129° 48.044') ハ(北緯:33° 56.059' 東経:129° 46.718') ニ(北緯:33° 56.307' 東経:129° 47.448') を結ぶ範囲
平成18年度	〃	イ(北緯:33° 43.297' 東経:129° 47.777') ロ(北緯:33° 42.378' 東経:129° 48.857') ハ(北緯:33° 41.703' 東経:129° 48.032') ニ(北緯:33° 42.608' 東経:129° 46.925') を結ぶ範囲
平成22～ 26年度	〃	北緯:33° 51.492' 東経:129° 36.681'
昭和54年度	対馬	イ(北緯:34° 26.760' 東経:129° 27.007') ロ(北緯:34° 26.079' 東経:129° 26.979') ハ(北緯:34° 26.107' 東経:129° 29.344') ニ(北緯:34° 26.667' 東経:129° 29.361') を結ぶ範囲
平成8年度	〃	イ(北緯:34° 17.822' 東経:129° 09.535') ロ(北緯:34° 19.062' 東経:128° 42.844') ハ(北緯:34° 17.892' 東経:129° 09.045') ニ(北緯:34° 19.251' 東経:129° 09.045') を結ぶ範囲
平成13年度	〃	イ(北緯:34° 14.962' 東経:129° 23.694') ロ(北緯:34° 14.672' 東経:129° 25.214') ハ(北緯:34° 14.332' 東経:129° 23.514') ニ(北緯:34° 14.032' 東経:129° 25.043') を結ぶ範囲
平成18年度	〃	イ(北緯:34° 36.500' 東経:129° 32.377') ロ(北緯:34° 35.987' 東経:129° 33.828') ハ(北緯:34° 35.085' 東経:129° 33.377') ニ(北緯:34° 35.582' 東経:129° 31.927') を結ぶ範囲

平成23～ 25年度	”	イ(北緯:34° 02.639′ 東経:129° 11.585′)ロ(北緯:34° 02.640′ 東経:129° 12.170′) ハ(北緯:34° 01.665′ 東経:129° 11.588′)ニ(北緯:34° 01.666′ 東経:129° 12.173′)を結ぶ範囲
平成26～ 28年度	”	イ(北緯:34° 26.125′ 東経:129° 14.417′)ロ(北緯:34° 25.809′ 東経:129° 14.144′) ハ(北緯:34° 25.469′ 東経:129° 13.982′)ニ(北緯:34° 25.094′ 東経:129° 13.879′) ホ(北緯:34° 24.711′ 東経:129° 13.775′)ヘ(北緯:34° 24.677′ 東経:129° 14.236′) ト(北緯:34° 24.327′ 東経:129° 13.751′)チ(北緯:34° 23.990′ 東経:129° 13.518′) リ(北緯:34° 24.000′ 東経:129° 13.988′)を結ぶ範囲

(注1) 世界測地系に拠る。

(注2) 人工礁とは、未利用海域に新規に漁場を整備したものをいう。

別表第3(その2)

下表に示す海域礁造成区域の範囲から500メートル以内の区域

設置年度	海 域	設 置 範 囲
昭和62年度	五 島	イ(北緯:32° 57.826′ 東経:128° 48.869′)ロ(北緯:32° 56.579′ 東経:128° 50.439′) ハ(北緯:32° 57.089′ 東経:128° 48.239′)ニ(北緯:32° 56.139′ 東経:128° 49.769′)を結ぶ範囲
平成5年度	”	北緯:33° 05.238′ 東経:128° 55.538′ を中心点とする半径3kmに囲まれた範囲
平成10年度	”	北緯:32° 50.999′ 東経:128° 44.369′ を中心点とする半径3kmに囲まれた範囲

(注1) 日本測地系に拠る。

(注2) 海域礁とは、広範囲の未利用海域で、新規漁場を開発するために「人工礁」を複数箇所整備したものをいう。

別表第4(その1)

下表に示す湧昇流漁場の範囲

設置年度	海 域	採 取 禁 止 区 域
平成10年度	五 島	設置中心点(北緯:32° 53.199′ 東経:129° 16.874′)から半径3kmの範囲
平成14年度	壱 岐	設置中心点(北緯:33° 51.492′ 東経:129° 36.681′)から半径6kmの範囲

(注1) 設置中心点の位置は世界測地系に拠る。

(注2) 湧昇流漁場とは、ついでた状の大型構造物を設置することにより人工的に湧昇流を発生させるために整備したものをいう。

別表第4(その2)

下表に示す人工海底山脈漁場の範囲

設置年度	海 域	採 取 禁 止 区 域
平成12年度	長崎県北部	設置中心点(北緯:33° 28.680′ 東経:129° 25.490′)から半径6kmの範囲
平成18年度	長崎県北部	設置中心点(北緯:33° 21.160′ 東経:129° 10.230′)から半径6kmの範囲
平成18年度	長崎県北部	設置中心点(北緯:34° 24.700′ 東経:129° 29.160′)から半径6kmの範囲
平成19年度	長崎県西部	設置中心点(北緯:32° 51.950′ 東経:128° 48.200′)から半径6kmの範囲
平成20年度	長崎県西部	設置中心点(北緯:32° 41.400′ 東経:129° 40.780′)から半径6kmの範囲
平成22年度	長崎県北部	設置中心点(北緯:33° 48.385′ 東経:129° 30.664′)から半径6kmの範囲
平成23～ 26年度	対馬西	設置中心点(北緯:34° 07.568′ 東経:129° 08.599′)から半径6kmの範囲

(注1) 設置中心点の位置は世界測地系に拠る。

(注2) 人工海底山脈漁場とは、人工的に湧昇流を発生させるとともに、魚礁としての機能を併せ持つ、ブロック等を積み上げた山脈状のものをいう。

別表第5

(地すべりを助長する区域)

番号	区域名	所在市町村名	関係地方機関
1	大屋地区	佐世保市(鹿町町)	県北振興局
2	上浦地区	佐世保市	
3	宮ノ前地区	佐世保市(鹿町町)	
4	西小串地区	川棚町	
5	小串地区	〃	
6	源代海岸	長崎市(野母崎町)	長崎振興局
7	木場海岸	〃	
8	美砂子海岸	〃	
9	木場海岸	長崎市(三和町)	
10	藤田尾海岸	〃	

(注) 区域を示す図面については、土木部監理課及び関係地方機関において縦覧する。
様式第1号(3関係)

転載・沖積行為届出書

年 月 日

長崎県知事 様

住 所

氏名又は名称
(法人にあつては
その代表者の氏名)

採取した海砂の転載・沖積をしたいので、下記のとおり届け出ます。

1 行為の理由

2 行為にかかる数量

3 行為の期間 自 年 月 日
至 年 月 日

4 採取船名及び転載船名

長崎県告示第206号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項の規定において準用する同法第62条第1項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和4年3月18日

長崎県知事 大石 賢吾

- 1 施行者の名称
長崎市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
平成28年長崎県告示第550号
長崎都市計画（長崎国際文化都市建設計画）道路事業
3・6・117号 片淵線（新大工工区）
- 3 施行期間
自 平成28年7月19日 至 令和7年3月31日
- 4 事業地
収用の部分 変更なし
使用の部分 なし

長崎県告示第207号

車両制限令（昭和36年政令第265号）第3条第1項第2号イの規定に基づき、通行する車両の総重量の最高限度が車両の長さ及び軸距に応じ最大25トンである道路を下記のとおり指定する。

令和4年3月18日

長崎県知事 大石 賢吾

1. 指定する道路の路線名及び区間

路線名	区 間
一般国道 206号	西彼杵郡時津町浦郷字新地441番3地先から 西彼杵郡時津町日並郷字越首3181番1地先まで
一般国道 324号	長崎市早坂町1117番2地先から 長崎市早坂町1647番12地先まで

2. 指定する期日 令和4年4月1日

長崎県告示第208号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び壱岐振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和4年3月18日

長崎県知事 大石 賢吾

道路の種類 一般県道
路 線 名 湯ノ本芦辺線
道路の区域

区 間	区域変更 前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
壱岐市勝本町立石南触字宇戸1277番1地先から 官公有無番地先（壱岐市勝本町立石南触字宇戸1277番1） まで	前A	16.3～29.3	18.9	
	後A	15.2～29.7	18.9	

長崎県告示第209号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び長崎振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和4年3月18日

長崎県知事 大石 賢吾

道路の種類 一般県道
 路線名 奥ノ平時津線
 道路の区域

区 間	区域変更 前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
長崎市西海町字似田尾101番4地先から 長崎市西海町字似田尾101番4地先まで	前	20.9~21.1	1.4	
	後	19.2~21.1	1.4	

長崎県告示第210号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び島原振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和4年3月18日

長崎県知事 大石 賢吾

道路の種類 一般国道
 路線名 251号
 道路の区域

区 間	区域変更 前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
官公有無番地先（南島原市深江町甲字往還下165番1）から 南島原市深江町丙字岸ノ下496番1地先まで	前	8.2~18.2	37.6	
	後	11.0~18.7	37.6	

長崎県告示第211号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び島原振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和4年3月18日

長崎県知事 大石 賢吾

道路の種類 一般国道
 路線名 251号
 道路の区域

区 間	区域変更 前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
南島原市布津町丙字東高塩2844番1地先から 南島原市布津町丙字東高塩2815番2地先まで	前	12.6~14.0	56.0	
	後	11.7~14.0	56.0	

長崎県告示第212号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び県北振興局田平土木維持管理事務所において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和4年3月18日

長崎県知事 大石 賢吾

道路の種類 一般国道
 路線名 204号
 道路の区域

区 間	区域変更 前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
松浦市御厨町里免字岡泉704番1地先から 松浦市御厨町里免字掛泉905番地先まで	前	8.3~11.9	122.6	
	後	10.0~27.8	122.6	

長崎県告示第213号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更した。
 なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び杵岐振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和4年3月18日

長崎県知事 大石 賢吾

道路の種類 一般県道
 路線名 湯ノ本芦辺線
 道路の区域

区 間	区域変更 前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
杵岐市勝本町立石南触字濱田1161番6地先から 杵岐市勝本町立石南触字濱田1161番1地先まで	前B	17.2~25.3	28.2	
	後B	10.8~19.6	28.2	

長崎県告示第214号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更した。
 なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び杵岐振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和4年3月18日

長崎県知事 大石 賢吾

道路の種類 一般県道
 路線名 湯ノ本芦辺線
 道路の区域

区 間	区域変更 前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
杵岐市勝本町立石南触字金高1242番1地先から 杵岐市勝本町立石南触字金高1217番2地先まで	前B	18.7~60.7	14.1	
	後B	13.3~34.9	14.1	

長崎県告示第215号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更した。
 なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び杵岐振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和4年3月18日

長崎県知事 大石 賢吾

道路の種類 一般県道
 路線名 湯ノ本芦辺線
 道路の区域

区 間	区域変更 前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
壱岐市勝本町百合畑触字石岩元1番1地先から 壱岐市勝本町百合畑触字大白野辻445番4地先まで	前	21.3~37.0	45.6	
	後	14.1~25.4	45.6	

長崎県告示第216号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び壱岐振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和4年3月18日

長崎県知事 大石 賢吾

道路の種類及び路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
一般県道 湯ノ本芦辺線	壱岐市勝本町立石南触字宇戸1277番1地先から 官公有無番地先（壱岐市勝本町立石南触字宇戸1277番1） まで	令和4年3月18日

長崎県告示第217号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び対馬振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和4年3月18日

長崎県知事 大石 賢吾

道路の種類及び路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
主要地方道 厳原豆殿美津島線	対馬市美津島町箕形字タガエ280番4地先から 対馬市美津島町箕形字タガエ280番4地先まで	令和4年3月19日

長崎県告示第218号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び五島振興局上五島支所において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和4年3月18日

長崎県知事 大石 賢吾

道路の種類及び路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
一般県道 日ノ島猿浦線	南松浦郡新上五島町若松郷字椎木山476番17地先から 南松浦郡新上五島町若松郷字汐早崎469番6地先まで	令和4年3月18日

長崎県告示第219号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び長崎振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和4年3月18日

長崎県知事 大石 賢吾

道路の種類及び路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
一般県道 奥ノ平時津線	官公有無番地先（長崎市西海町字似田尾150番3）から 長崎市西海町字似田尾100番1地先まで	令和4年3月18日

長崎県告示第220号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び島原振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和4年3月18日

長崎県知事 大石 賢吾

道路の種類及び路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
一般国道 251号	官公有無番地先（南島原市深江町甲字往還下165番1）から 南島原市深江町丙字岸ノ下496番1地先まで	令和4年3月18日

長崎県告示第221号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び島原振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和4年3月18日

長崎県知事 大石 賢吾

道路の種類及び路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
一般国道 251号	南島原市布津町丙字東高塩2844番1地先から 南島原市布津町丙字東高塩2815番2地先まで	令和4年3月18日

長崎県告示第222号

港湾法（昭和25年法律第218号）第39条第1項の規定により、都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく長崎港臨港地区内に次の1のとおり分区の指定を変更する。

なお、その関係図書は、次の2の縦覧場所に備えおいて、縦覧に供する。

令和4年3月18日

長崎港港湾管理者 長崎県

代表者 長崎県知事 大石 賢吾

1 分区の指定

- (1) 商港区の指定を廃止する箇所

長崎市神ノ島町の一部

（別紙図面は省略）

2 縦覧場所

- (1) 長崎県長崎市尾上町3番1号

長崎県土木部港湾課

- (2) 長崎県長崎市万才町3番17号
長崎県長崎振興局長崎港湾漁港事務所
- (3) 長崎県長崎市桜町2番22号
長崎市役所

長崎県告示第223号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

なお、その関係図書は、長崎県土木部砂防課及び長崎県県央振興局建設部において縦覧に供する。

令和4年3月18日

長崎県知事 大石 賢吾

指定区域の名称			岩下	
所	市町名	大字	字	地番
在 地	諫早市 高来町	善住寺		682番の一部、683番1の一部、683番2の一部、684番の一部、 685番1の一部、685番2の一部、687番の一部、690番1の一部

長崎県告示第224号

長崎県教育委員会関係補助金等交付要綱（平成20年長崎県告示第522号）の一部を次のように改正し、令和4年度予算に係る補助金等から適用する。

令和4年3月18日

長崎県知事 大石 賢吾

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後						改正前					
別表（第2条関係） 5 学芸文化課関係						別表（第2条関係） 5 学芸文化課関係					
	補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者		補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者
1～7 略						1～7 略					
8	文化 部 に お け る 部 活 動 指 導 員 配 置 事 業 費 補 助 金	文化 部 活 動 に お け る 教 員 の 負 担 軽 減 と 体 制 整 備 を 図 る。	中 学 校 の 文 化 部 に お け る 部 活 動 指 導 員 の 配 置 に 要 す る 経 費	3 分 の 2 以 内	市 町						
6 体育保健課関係						6 体育保健課関係					
	補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者		補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者
1 略						1 略					
2	長崎 県 高 等 学 校 体 育 連 盟 事 業 費 補 助 金	高 等 学 校 生 徒 の 競 技 力 向 上 及 び 生 徒 相 互 の 親 睦 を 図 り 、 心 身 共 に 健 全 な 高 校 生 を	長 崎 県 高 等 学 校 体 育 連 盟 が 行 う 、 次 に 掲 げ る 事 業 に 要 す る 経 費 (1)～(5) 略 (6) ジュニアス ポ ー ツ 推 進 事 業 と し て 強 化	略		2	長崎 県 高 等 学 校 体 育 連 盟 事 業 費 補 助 金	高 等 学 校 生 徒 の 競 技 力 向 上 及 び 生 徒 相 互 の 親 睦 を 図 り 、 心 身 共 に 健 全 な 高 校 生 を	長 崎 県 高 等 学 校 体 育 連 盟 が 行 う 、 次 に 掲 げ る 事 業 に 要 す る 経 費 (1)～(5) 略 (6) ジュニアス ポ ー ツ 推 進 事 業 と し て 強 化	略	

		育成する。	校等に指定されたものが行う次の事業（振込手数料を含む。） ア～ウ 略		
3～7 略					
8	運動部における部活動指導員配置事業費補助金	運動部活動における教員の負担軽減と体制整備を図る。	中学校の運動部における部活動指導員の配置に要する経費	3分の2以内	市町
9	九州地区学校体育研究発表大会開催費補助金	九州地区学校体育研究発表大会を円滑に開催することを目的とする。	九州地区学校体育研究発表大会長崎県実行委員会が行う、九州地区学校体育研究発表大会開催事業に係る経費	予算の範囲内で知事が定める額	九州地区学校体育研究発表大会長崎県実行委員会
10	九州地区健康教育研究大会開催費補助金	九州地区健康教育研究大会を円滑に開催することを目的とする。	九州地区健康教育研究大会長崎県実行委員会が行う、九州地区健康教育研究大会開催事業に係る経費	予算の範囲内で知事が定める額	九州地区健康教育研究大会長崎県実行委員会

9 学芸文化課、体育保健課共通

	補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者
1	しまの高校生部活動応援事業費補助金	しまの高等学校に在籍している生徒が、部活動における他校との交流等をより多く体験できるように支援を図る。	しまの高等学校のPTAが負担している部活動の遠征等に要する交通費	予算の範囲内で知事が定める額	しまの高等学校のPTA

		育成する。	校、強化選手等に指定されたものが行う次の事業（振込手数料を含む。） ア～ウ 略		
3～7 略					

9 学芸文化課、体育保健課共通

	補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者
1	部活動指導員配置事業費補助金	部活動における教員の負担軽減と体制整備を図る。	中学校に配置する部活動指導員の配置に要する経費	3分の2以内	市町

公 告

大規模小売店舗の新設の届出（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定により次のとおり大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により関係書類を縦覧に供する。

令和4年3月18日

長崎県知事 大石 賢吾

1 届出の概要

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地
（仮称）ダイレックス新福田店
長崎県長崎市大浜町1594番 外
- (2) 届出者の氏名又は名称及び住所
ダイレックス株式会社
佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬930番地
- (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
ダイレックス株式会社 代表取締役 多田 高志
佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬930番地
- (4) 大規模小売店舗の新設をする日
令和4年11月5日
- (5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
1,499平方メートル
- (6) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - ア 駐車場の位置及び収容台数
建物北側 63台
 - イ 駐輪場の位置及び収容台数
建物北側 14台
 - ウ 荷さばき施設の位置及び面積
建物北側 45.5平方メートル
 - エ 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
建物内北側 21.0立方メートル
- (7) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
午前9時から午後10時
 - イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前8時30分から午後10時30分
 - ウ 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
建物敷地北側 1箇所
 - エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
24時間

2 届出年月日

令和4年3月4日

3 関係書類の縦覧

- (1) 縦覧期間
公告の日から4月間
- (2) 縦覧場所
長崎県産業労働部経営支援課、長崎市商工部商工振興課

4 その他

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに、意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地を記載した意見書を長崎県産業労働部経営支援課に提出しなければ

ならない。

大規模小売店舗立地法に基づく市町村の意見（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の届出に対し、同法第8条第1項の規定に基づく意見書の提出があったので、同法第8条第3項の規定により公告するとともに縦覧に供する。

令和4年3月18日

長崎県知事 大石 賢吾

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
アクロスプラザ諫早
長崎県諫早市久山町1270番地1 外3筆
- 2 届出の概要
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名に関する届出事項の変更
- 3 意見書の概要
 - (1) 意見書を提出した者
諫早市長 大久保 潔重
 - (2) 意見書の内容
意見なし
- 4 関係書類の縦覧
 - (1) 縦覧期間
公告の日から1月間
 - (2) 縦覧場所
長崎県産業労働部経営支援課及び諫早市商工振興部商工観光課

大規模小売店舗立地法に基づく市町村の意見（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の届出に対し、同法第8条第1項の規定に基づく意見書の提出があったので、同法第8条第3項の規定により公告するとともに縦覧に供する。

令和4年3月18日

長崎県知事 大石 賢吾

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ネクステージ長崎店
長崎県長崎市赤迫三丁目7-25
- 2 届出の概要
 - (1) 届出者の氏名又は名称及び住所
株式会社ネクステージ
愛知県名古屋市中区新栄町一丁目1番地 明治安田生命名古屋ビル14階
 - (2) 大規模小売店舗の新設
大規模小売店舗内の店舗面積の合計 5,444平方メートル
- 3 意見書の概要
 - (1) 意見書を提出した者
長崎市長 田上 富久
 - (2) 意見書の内容
 - ① 設置する室外機が長崎県未来につながる環境を守り育てる条例に定める指定施設（原動機の定格出力が7.5キロワット以上の冷凍機）に該当する場合は、設置の30日前までに指定施設設置届出書の提出が必要です。
 - ② 工作物（舗装道路含む）の新築、改築又は除去に伴って生じる伐採材や各種廃材（廃木材、コンクリート破片、アスファルト破片等）は、産業廃棄物に該当しますので、適正に処理してください。
 - ③ 当該施設内において、利用客が廃棄する廃棄物は一般廃棄物となりますが、当該施設内にある各事業者

(店舗等)から発生する廃棄物については、一部の品目を除き産業廃棄物となりますので、当該施設関係者、一般廃棄物収集運搬業者及び産業廃棄物収集運搬業者間の連携により、分別と処理が確実に行われるようにしてください。

- ④ 廃棄物の保管については、一般廃棄物、産業廃棄物とも保管基準を遵守し、悪臭の発生等がないようにしてください。
- ⑤ 公有地(国道を除く)の施工及び占有を行う場合は長崎市土木総務課と協議をする必要があります。
- ⑥ 当該地周辺の道路(国道206号)は、長崎県交通渋滞対策協議会において、主要渋滞区間(箇所)【国道206号(道の尾地区)】に選定されており、慢性的な渋滞が発生している状況です。

このため、大規模小売店舗の新設にあたっては、周辺道路への影響を考慮し需要に応じた駐車場の確保はもちろんのこと、必要に応じて誘導員の配置や看板設置などのソフト対策を行い、現状に負荷がかからないような交通渋滞対策に努めてください。

なお、国道206号は緊急輸送道路及び重要物流道路に指定されています。

- ⑦ 駐車場については、建築物の用途変更に伴い、長崎市建築物における駐車施設の附置及び管理に関する条例に基づく届出が必要になる場合があるため、事前に協議してください。
- ⑧ オープン時や繁忙期など来客が集中する期間や時間帯については、特に交通混雑対策や事故防止に努めてください。また、オープン後の状況を踏まえ、交通処理や交通安全に影響を及ぼすようであれば、関係機関と協議を行い、必要な対策を講じてください。
- ⑨ 届出書における「設置者、建物等の概要」の6(2)④「街並みづくり計画の有無とその内容」について、当該地には地区計画及び高度利用地区を指定していないため、修正してください。
- ⑩ 当該地区は長崎市景観計画に規定する一般地区に該当しますので、周囲の景観に調和した意匠とすることや、敷地の緑化など景観形成基準を遵守するとともに、外壁改修工事など、届出対象行為を行う場合は、景観計画区域内行為届出書を提出してください。

また、建築物又は工作物の高さが20メートルを超える場合は、事前協議書から提出してください。

- ⑪ 屋外広告物を掲出する場合は、事前協議を行い、長崎市屋外広告物条例を遵守してください。
- ⑫ 当該届出は、既存建物を利用した用途変更となるため、建築基準法第6条に基づく確認申請が必要となり、その他建築基準法及び建築基準法施行令第9条に規定する建築基準法関係規定への適合が必要です。
- ⑬ 届出所在地の用途地域は、近隣商業地域であり、建築基準法第48条の規定により、原動機を使用する自動車修理工場で作業場の床面積が300平方メートルを超えるもの(原動機の制限あり)は建築できませんのでご注意ください。
- ⑭ 当該建築計画は、長崎市中高層建築物等の建築紛争の予防に関する条例第2条第2項第4号に規定する延べ床面積が1,000平方メートルを超える大規模店舗に該当するため、当該条例第12条及び第15条に基づく届出が必要です。
- ⑮ 長崎県福祉のまちづくり条例第2条第2項に規定する特定生活関連施設(購買施設で、その用途面積300平方メートル以上)に該当するため、当該条例第16条に基づく届出が必要です。
- ⑯ 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行令第2条第1項第3号に規定する「請負代金の額が1億円以上の修繕・模様替等工事」に該当する場合、同法第10条に基づく届出が必要です。

4 関係書類の縦覧

(1) 縦覧期間

公告の日から1月間

(2) 縦覧場所

長崎県産業労働部経営支援課及び長崎市商工部商工振興課

大規模小売店舗立地法に基づく市町村の意見(公告)

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第5条第1項の届出に対し、同法第8条第1項の規定に基づく意見書の提出があったので、同法第8条第3項の規定により公告するとともに縦覧に供する。

令和4年3月18日

長崎県知事 大石 賢吾

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

新大工町地区第一種市街地再開発事業

長崎県長崎市新大工町100番地

2 届出の概要

- (1) 届出者の氏名又は名称及び住所
新大工町地区市街地再開発組合
長崎県長崎市新大工町3-10
- (2) 大規模小売店舗の新設
大規模小売店舗内の店舗面積の合計 3,997平方メートル

3 意見書の概要

- (1) 意見書を提出した者
長崎市長 田上 富久
- (2) 意見書の内容
 - ① 設置する排風機が騒音規制法に定める特定施設（原動機の定格出力が7.5キロワット以上の送風機）に該当する場合、室外機が長崎県未来につながる環境を守り育てる条例に定める指定施設（原動機の定格出力が7.5キロワット以上の冷凍機）に該当する場合は、設置の30日前までに特定施設設置届出書や指定施設設置届出書の提出が必要です。
 - ② 工作物（舗装道路含む）の新築、改築又は除去に伴って生じる伐採材や各種廃材（廃木材、コンクリート破片、アスファルト破片等）は、産業廃棄物に該当しますので、適正に処理してください。
 - ③ 当該施設内において、利用客が廃棄する廃棄物は一般廃棄物となりますが、当該施設内にある各事業者（店舗等）から発生する廃棄物については、一部の品目を除き産業廃棄物となりますので、当該施設関係者、一般廃棄物収集運搬業者及び産業廃棄物収集運搬業者間の連携により、分別と処理が確実に行われるようにしてください。
 - ④ 廃棄物の保管については、一般廃棄物、産業廃棄物とも保管基準を遵守し、悪臭の発生等がないようにしてください。
 - ⑤ 当該地周辺の道路（国道34号）は、長崎県交通渋滞対策協議会において、主要渋滞区間（箇所）【国道34号（馬町地区～新大工地区）】に選定されており、慢性的な渋滞が発生している状況です。
このため、大規模小売店舗の新設にあたっては、周辺道路への影響を考慮し需要に応じた駐車場の確保はもちろんのこと、必要に応じて誘導員の配置や看板設置などのソフト対策を行い、現状に負荷がかからないような交通渋滞対策に努めてください。
なお、国道34号は緊急輸送道路及び重要物流道路に指定されています。
 - ⑥ 一般公共の用に供する駐車場は、駐車場法第11条の規定により技術的基準の適用がありますので、同法施行令の基準に適合されるよう留意してください。
 - ⑦ オープン時や繁忙期など来客が集中する期間や時間帯については、特に交通混雑対策や事故防止に努めてください。また、オープン後の状況を踏まえ、交通処理や交通安全に影響を及ぼすようであれば、関係機関と協議を行い、必要な対策を講じてください。
 - ⑧ 届出書における〔街並みづくり等への配慮等〕において、景観計画についてのみ記載されていますが、当該地は新大工町地区計画が策定されているため、地区計画の適合の有無についても記載してください。
 - ⑨ 屋外広告物を掲出する場合は、事前協議を行い、長崎市屋外広告物条例を遵守してください。
 - ⑩ 建築基準法及び建築基準法施行令第9条に規定する建築基準法関係規定への適合が必要です。
また、建築基準法及び建築指導課が所管している条例等に則り、次の届出等が既に提出されておりますので、変更等がある場合は長崎市建築指導課と協議してください。
 - ・建築基準法第68条の3第1項の規定に基づく認定
長崎市指令建指第228号（認定日：令和元年9月5日）
 - ・長崎県建築基準条例第25条第1項ただし書の規定に基づく承認
長崎市指令建指第229号（承認日：令和元年9月5日）
 - ・長崎市中高層建築物等の建築紛争の予防に関する条例
建指紛争予防第30-46号（受理通知日：平成31年1月7日）
 - ・長崎県福祉のまちづくり条例第16条第1項の規定に基づく届出
第13号（適合日：令和元年12月23日）

4 関係書類の縦覧

- (1) 縦覧期間

公告の日から1月間

(2) 縦覧場所

長崎県産業労働部経営支援課及び長崎市商工部商工振興課

大規模小売店舗立地法に基づく市町村の意見（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の届出に対し、同法第8条第1項の規定に基づく意見書の提出があったので、同法第8条第3項の規定により公告するとともに縦覧に供する。

令和4年3月18日

長崎県知事 大石 賢吾

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

OKホーム&ガーデン住吉店
長崎県長崎市若葉町2-23

2 届出の概要

(1) 届出者の氏名又は名称及び住所

株式会社ホームインプルーブメントひろせ
大分県大分市古国府四丁目7番13号

(2) 大規模小売店舗の新設

大規模小売店舗内の店舗面積の合計 1,327平方メートル

3 意見書の概要

(1) 意見書を提出した者

長崎市長 田上 富久

(2) 意見書の内容

- ① 設置する室外機の内、長崎県未来につながる環境を守り育てる条例に定める指定施設（原動機の定格出力が7.5キロワット以上の冷凍機）に該当するものについては、設置の30日前までに指定施設設置届出書の提出が必要です。
- ② 工作物（舗装道路含む）の新築、改築又は除去に伴って生じる伐採材や各種廃材（廃木材、コンクリート破片、アスファルト破片等）は、産業廃棄物に該当しますので、適正に処理してください。
- ③ 当該施設内において、利用客が廃棄する廃棄物は一般廃棄物となりますが、当該施設内にある各事業者（店舗等）から発生する廃棄物については、一部の品目を除き産業廃棄物となりますので、当該施設関係者、一般廃棄物収集運搬業者及び産業廃棄物収集運搬業者間の連携により、分別と処理が確実に行われるようにしてください。
- ④ 廃棄物の保管については、一般廃棄物、産業廃棄物とも保管基準を遵守し、悪臭の発生等がないようにしてください。
- ⑤ 道路の占用および施工工事を行う際には、長崎市土木総務課に申請書を提出してください。
- ⑥ 当該敷地周辺の道路（国道206号）は、長崎県交通渋滞対策協議会における主要渋滞区間【国道206号（住吉町地区・岩屋橋地区）】に選定されており、慢性的な渋滞が発生している状況です。
このため、大規模小売店舗の新設にあたっては、周辺道路への影響を考慮し需要に応じた駐車場の確保はもちろんのこと、必要に応じて誘導員の配置や看板設置などのソフト対策を行い、現状に負荷がかからないような交通対策に努めてください。
なお、国道206号は緊急輸送道路及び重要物流道路に指定されています。
- ⑦ 建築物の増設に伴い、長崎市建築物における駐車施設の附置及び管理に関する条例に基づく届出がありますが、届け出た内容を変更しようとするときは変更届出が必要となるため、事前に協議してください。
- ⑧ オープン時や繁忙期など来客が集中する期間や時間帯については、特に交通混雑対策や事故防止に努めてください。また、オープン後の状況を踏まえ、交通処理や交通安全に影響を及ぼすようであれば、関係機関と協議を行い、必要な対策を講じてください。
- ⑨ 景観について、現段階においては、景観協議済であるため、特にありませんが、今後、景観計画等が生じた場合は、長崎市景観条例を遵守し、変更届を提出してください。
- ⑩ 屋外広告物について、現段階においては、屋外広告物協議済及び許可済であるため、特にありません

が、今後、変更等が生じた場合は、長崎市屋外広告物条例を遵守し、変更許可等申請を提出してください。

- ⑪ 当該建築計画は、長崎市中高層建築物等の建築紛争の予防に関する条例第2条第2項第4号に規定する延べ床面積が1,000平方メートルを超える大規模店舗に該当するため、当該条例第12条及び第15条に基づく届出が必要です。
- ⑫ 長崎県福祉のまちづくり条例第2条第2項に規定する特定生活関連施設（購買施設で、その用途地域300平方メートル以上）に該当するため、当該条例第16号に基づく届出が必要です。
- ⑬ 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行令第2条第1項第2号に規定する「建築物の新築・増築床面積の合計が500平方メートル以上」に該当する場合、同法第10条に基づく届出が必要です。
- ⑭ その他建築基準法及び建築基準法施行令第9条に規定する建築基準法関係規定への適合が必要です。

4 関係書類の縦覧

- (1) 縦覧期間
公告の日から1月間
- (2) 縦覧場所
長崎県産業労働部経営支援課及び長崎市商工部商工振興課

肥料登録の有効期間の更新（公告）

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）第12条第2項の規定により、次のとおり肥料登録の有効期間を更新した。

令和4年3月18日

長崎県知事 大石 賢吾

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量	住所または所在地	氏名または名称	登録年月日	登録の有効期間
長崎県肥第640号	魚廃物加工肥料	海の芽ぐみ507号	窒素全量 5.0% りん酸全量 7.0%	佐賀県佐賀市巨勢町東西276番地3	大日興産株式会社 代表取締役 大倉一夫	平成19年4月24日	令和4年4月24日から 令和7年4月23日

測量の実施（公告）

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により、国土地理院長から基本測量（空中写真撮影・オルソ作成）を次のとおり実施する旨の通知があった。

令和4年3月18日

長崎県知事 大石 賢吾

基本測量実施の地域及び期間

地 域	期 間
長崎県松浦市、川棚町、波佐見町	令和4年4月12日から 令和5年3月31日まで

測量の実施（公告）

測量法（昭和24年法律第188号）第39条の規定において準用する同法第14条第1項の規定により、島原振興局長から公共測量（基準点測量、現地測量、路線測量）を次のとおり実施する旨の通知があった。

令和4年3月18日

長崎県知事 大石 賢吾

公共測量実施の地域及び期間

地 域	期 間
雲仙市国見町	令和4年3月16日から 令和4年6月4日まで

測量の終了（公告）

測量法（昭和24年法律第188号）第39条の規定において準用する同法第14条第2項の規定により、島原振興局長から公共測量（三次元点群測量UAVレーザー測量）を次のとおり終了した旨の通知があった。

令和4年3月18日

長崎県知事 大石 賢吾

公共測量終了の地域及び終了日

地 域	終 了 日
長崎県島原市 有明町大三東戊～ 雲仙市 国見町多比良戊	令和4年2月25日

落札者等（公告）

落札者等について、次のとおり公告する。

令和4年3月18日

長崎県知事 大石 賢吾

- 物品名及び予定数量
4 入札第1号 全世帯広報誌【単価契約】 予定数量 約490,000部／1回×12回発行
- 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地
長崎県出納局物品管理室
〒850-8570 長崎市尾上町3-1 電話095-895-2881
- 調達方法
購入
- 契約方法
一般競争入札
- 落札決定日
令和4年3月9日
- 落札者
長崎市興善町2-24 長崎第一生命ビルディング4階
凸版印刷（株）長崎営業所 所長 霜出 浩嗣
- 落札価格
7.00円（1部あたりの単価）（消費税及び地方消費税を含まない額）
- 入札公告日
令和4年1月25日
- 落札方式
最低価格

教育委員会規則

長崎県立学校管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月18日

長崎県教育委員会教育長 平田 修三

長崎県教育委員会規則第4号

長崎県立学校管理規則の一部を改正する規則
 長崎県立学校管理規則（昭和51年3月31日長崎県教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。
 様式第8号（第24条関係）中「保護者」を「保護者等」に改める。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

長崎県教育委員会表彰規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月18日

長崎県教育委員会教育長 平田 修三

長崎県教育委員会規則第5号

長崎県教育委員会表彰規則の一部を改正する規則

長崎県教育委員会表彰規則（昭和36年長崎県教育委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後				改正前			
様式第1号（第6条関係）				様式第1号（第6条関係）			
個人表彰内申書				個人表彰内申書			
ふりがな 氏名 (生年月日)	年 月 日生(才)	性 別		ふりがな 氏名 (生年月日)	年 月 日生(才)	性 別	
現住所				現住所			
職業				職業			
賞罰				賞罰			
性行及び信望				性行及び信望			
略歴				略歴			
功績の内容				功績の内容			
長崎県教育委員会表彰規則第6条第1項により、上記のとおり推せんします。				長崎県教育委員会表彰規則第6条第1項により、上記のとおり推せんします。			
年 月 日				年 月 日			
推せん者 _____				推せん者 印			
長崎県教育委員会様				長崎県教育委員会様			

様式第2号（第6条関係）

団 体 表 彰 内 申 書	
ふりがな 団 体 名	
事 務 所 の 所 在 地	
ふりがな 代 表 者 氏 名	
設 立 年 月 日	
事 業 内 容	
賞 罰	
功績の内容	
参 考 事 項	
長崎県教育委員会表彰規則第6条第1項により、上記のとおり推せんします。	
年 月 日 推せん者 _____	
長 崎 県 教 育 委 員 会 様	

様式第2号（第6条関係）

団 体 表 彰 内 申 書	
ふりがな 団 体 名	
事 務 所 の 所 在 地	
ふりがな 代 表 者 氏 名	
設 立 年 月 日	
事 業 内 容	
賞 罰	
功績の内容	
参 考 事 項	
長崎県教育委員会表彰規則第6条第1項により、上記のとおり推せんします。	
年 月 日 推せん者 _____	
長 崎 県 教 育 委 員 会 様 印	

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

教育委員会訓令

長崎県教育委員会訓令第1号

県立学校

長崎県立学校公印規程（昭和54年長崎県教育委員会訓令第4号）の一部を次のように改正する。

令和4年3月18日

長崎県教育委員会教育長 平田 修三

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
(押印) 第6条 公印を押印しようとするときは、押印すべき文書に 決裁済みの回議書を添えて、 <u>事務長</u> の承認を受けなければ ならない。 2及び3 略	(押印) 第6条 公印を押印しようとするときは、押印すべき文書に 決裁済みの回議書を添えて、 <u>校長</u> の承認を受けなければなら ない。 2及び3 略

様式第1号、第2号及び第5号中、「印」を削る。

附 則

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

長崎県教育委員会訓令第2号

教 育 庁
学校以外の教育機関
県 立 学 校

長崎県教育関係職員表彰規程（昭和36年長崎県教育委員会訓令第3号）の一部を次のように改正する。

令和4年3月18日

長崎県教育委員会教育長 平田 修三

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後		改正前																	
別記様式（第6条関係） 教育関係職員表彰内申書		別記様式（第6条関係） 教育関係職員表彰内申書																	
所 属 名		所 属 名																	
職名又は団体名		職名又は団体名																	
ふりがな 氏名又は代表者名 (生年月日)	年 月 日生 (歳)	ふりがな 氏名又は代表者名 (生年月日)	年 月 日生 (歳)																
担 当 職 務 (個人のみ)		担 当 職 務 (個人のみ)																	
適用すべき条項	規 程 第 2 条 第 号	適用すべき条項	規 程 第 2 条 第 号																
表彰すべき事由		表彰すべき事由																	
性質、素行等 (個人のみ)		性質、素行等 (個人のみ)																	
勤務状況 (個人のみ)		勤務状況 (個人のみ)																	
賞 罰		賞 罰																	
履歴の概要 <table border="1"> <thead> <tr> <th>職 名</th> <th>在職期間</th> <th>在職年月</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> (計 年 月)		職 名	在職期間	在職年月	備 考					履歴の概要 <table border="1"> <thead> <tr> <th>職 名</th> <th>在職期間</th> <th>在職年月</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> (計 年 月)		職 名	在職期間	在職年月	備 考				
職 名	在職期間	在職年月	備 考																
職 名	在職期間	在職年月	備 考																
上記のとおり内申します。 年 月 日 所属長氏名 長崎県教育委員会教育長様		上記のとおり内申します。 年 月 日 所属長氏名 長崎県教育委員会教育長様 <div style="float: right; border: 1px solid black; padding: 2px;">印</div>																	

附 則

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

公安委員会規則

長崎県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月18日

長崎県公安委員会委員長 山中 勝義

長崎県公安委員会規則第3号

長崎県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

長崎県道路交通法施行細則（平成13年長崎県公安委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>第1章～第6章 略</p> <p>第7章 運転免許（第35条～第47条）</p> <p>第8章 講習の手続等（<u>第48条～第60条</u>）</p> <p>第9章 雑則（第61条・第62条）</p> <p>附則</p> <p><u>（駐車禁止の対象から除外する車両）</u></p> <p>第8条 法第4条第2項の規定により、法第45条第1項に規定する駐車禁止の規制から除く車両は、道路標識により表示するもののほか、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 次に掲げる車両で、公安委員会が交付した駐車禁止除外指定車の標章を掲出しているもの</p> <p>ア及びイ 略</p> <p>ウ 道路の維持管理又は道路の付属物、信号機若しくは道路標識等の設置若しくは維持管理のため使用中の車両</p> <p>エ～ソ 略</p> <p>(5) 略</p> <p>2～9 略</p> <p>（署長の駐車許可）</p> <p>第9条 略</p>	<p>目次</p> <p>第1章～第6章 略</p> <p>第7章 運転免許（第35条～第46条）</p> <p>第8章 講習の手続等（<u>第47条～第57条</u>）</p> <p>第9章 雑則（第58条・第59条）</p> <p>附則</p> <p><u>（駐車禁止規制及び時間制限駐車区間規制の対象から除外する車両）</u></p> <p>第8条 法第4条第2項の規定により、法第45条第1項に規定する駐車禁止、<u>法第49条の3第2項又は第4項に規定する時間制限駐車区間の規制及び法第49条の4に規定する高齢運転者等専用時間制限駐車区間の規制</u>から除く車両は、道路標識により表示するもののほか、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 次に掲げる車両で、公安委員会が交付した駐車禁止除外指定車の標章を掲出しているもの</p> <p>ア及びイ 略</p> <p>ウ 道路の維持管理又は道路の付属物、信号機、<u>道路標識等、パーキングメーター若しくはパーキングチケット発給設備</u>の設置若しくは維持管理のため使用中の車両</p> <p>エ～ソ 略</p> <p>(5) 略</p> <p>2～9 略</p> <p>（署長の駐車許可）</p> <p>第9条 略</p> <p>2 <u>法第49条の5の規定による署長の駐車許可は、車両に係る駐車が次の各号のいずれにも該当する場合に、許可するものとする。</u></p> <p>(1) <u>申請日時については、駐車に係る用務の目的を達成するために必要な時間を超えて駐車するものでないこと。</u></p> <p>(2) <u>申請の場所及び方法が、次のいずれにも該当すること。</u></p> <p>ア <u>場所については、当該時間制限駐車区間を利用する他の車両を著しく妨害する場所でないこと。</u></p> <p>イ <u>方法については、当該方法で駐車することにより、交通に危険を生じ、又は交通を著しく阻害することとならないこと。</u></p> <p>(3) <u>駐車に係る用務が、次のいずれにも該当するものであること。</u></p> <p>ア <u>公共交通機関等の当該車両以外の交通手段によったのでは、その目的を達成することが著しく困難と認められる用務であること。</u></p> <p>イ <u>当該時間制限駐車区間において道路標識等により表示された時間以内の駐車その他駐車違反とならない方法によることがおよそ不可能と認められる用務であること。</u></p> <p>ウ <u>法第77条第1項各号に規定する行為を伴う用務でないこと。</u></p> <p>(4) <u>駐車可能な場所について、次に掲げる範囲内に路外駐車場、路上駐車場及び駐車が禁止されていない道路の部分のいずれも存在せず、又はこれらの利用がおよそ不可</u></p>

2 前項に規定する駐車許可を受けようとする者は、駐車しようとする場所を管轄する署長に対し、申請場所が1か所の場合については別記様式第9号の駐車許可申請書を、申請場所が2か所以上の場合については当該別記様式第9号に別記様式第9号の2を添付の上、提出して申請しなければならない。

3及び4 略

5 第1項に規定する許可をする場合において、必要があると認めるときは、署長は、当該許可に道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要な条件を付すことができる。

6 署長は、第2項の駐車許可申請書の提出を受けて当該申請を許可したときは別記様式第10号の駐車許可証を、第4項本文の口頭による申請を受けて当該申請を許可したときは別記様式第11号の駐車許可証を交付し、第4項ただし書の規定による口頭申請を受けて当該申請を許可したときは、許可警察署、許可番号、登録（車両）番号、駐車日時及び駐車の場所を申請者に通知するものとする。

7 略

(選任又は解任の届出)

第18条 略

2 前項の選任の届出書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 安全運転管理者等の住民票の写し、運転免許証の写し、旅券の写し又は個人番号カード（おもて面のみ）の写し（副安全運転管理者の選任において、自動車の運転の経験の期間が3年以上の者として届け出る場合は、運転免許証の写し）

- (2) 運転記録証明書（自動車安全運転センター法（昭和50年法律第57号）第29条第1項第4号に規定する書面で安全運転管理者等の運転記録の証明に関する事項を記載したもの）

3 略

(認知機能検査等)

第46条 法第97条の2第1項第3号イ、同号ロ又は第101条の4第2項に規定する認知機能検査を受けようとする者は、法第108条第1項により委託された者を經由して申込みを行った後、署長を經由して公安委員会に申請するものとする。

能と認められること。

ア 重量又は長大な貨物の積卸しで用務先の直近に駐車する必要がある車両にあっては、当該用務先の直近

イ 負傷等により歩行に支障がある者が使用する車両にあっては、当該用務先からおおむね100メートル以内

ウ その他の車両については、当該用務先が平坦地の場合は、当該用務先からおおむね300メートル以内（傾斜地の場合は、当該用務先からおおむね200メートル以内）

3 前2項に規定する駐車許可を受けようとする者は、駐車しようとする場所を管轄する署長に対し、申請場所が1か所の場合については別記様式第9号の駐車許可申請書を、申請場所が2か所以上の場合については当該別記様式第9号に別記様式第9号の2を添付の上、提出して申請しなければならない。

4及び5 略

6 第1項又は第2項に規定する許可をする場合において、必要があると認めるときは、署長は、当該許可に道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要な条件を付すことができる。

7 署長は、第3項の駐車許可申請書の提出を受けて当該申請を許可したときは別記様式第10号の駐車許可証を、第5項本文の口頭による申請を受けて当該申請を許可したときは別記様式第11号の駐車許可証を交付し、第5項ただし書の規定による口頭申請を受けて当該申請を許可したときは、許可警察署、許可番号、登録（車両）番号、駐車日時及び駐車の場所を申請者に通知するものとする。

8 略

(選任又は解任の届出)

第18条 略

2 前項の選任の届出書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 安全運転管理者等の住民票の写し

- (2) 安全運転管理者等の履歴書

- (3) 安全運転管理者等の運転経歴又は自動車の運転の管理に関する経歴を証明する書類。ただし、現に自動車の運転免許を受けている者はその運転免許証の写しをもって運転経歴を証明するものに代えることができる。

- (4) 自動車安全運転センター法（昭和50年法律第57号）第29条第1項第4号に規定する書面で安全運転管理者等の運転記録の証明に関する事項を記載したもの

3 略

(認知機能検査等)

第46条 法第97条の2第1項第3号イ又は第101条の4第2項に規定する認知機能検査を受けようとする者は、法第108条第1項により委託された者を經由して申込みを行った後、署長を經由して公安委員会に申請するものとする。

2 略

(運転技能検査等)

第47条 法第97条の2第1項第3号イ、同号ハ又は第101条の4第3項に規定する運転技能検査等を受けようとする者は、運免課長又は法第108条第1項により委託された者を經由して申込みを行った後、署長を經由して公安委員会に申請するものとする。

第48条～第56条 略

(若年運転者講習)

第57条 法第108条の2第1項第14号に規定する講習を受けようとする者は、講習の場所として試験場を指定された者については運免課長を經由して公安委員会に、法第108条の4第1項第3号に規定する指定講習機関を指定された者については当該指定講習機関に申請するものとする。

(自転車運転者講習)

第58条 法第108条の2第1項第15号に規定する講習を受けようとする者は、長崎県警察本部交通企画課長又は署長を經由して公安委員会に申請するものとする。

(特定任意講習)

第59条 略

(特定任意高齢者講習)

第59条の2 講習規則第2条に定める特定任意高齢者講習を受けようとする者は、法第108条の2第3項により委託された者を經由して申込みを行った後、署長を經由して公安委員会に申請するものとする。

第60条～第62条 略

別表第2 (第16条の2関係)

路線名	区間
略	
佐世保市道 万津町2号線	略
時津町道 八工区線	長崎県西彼杵郡時津町日並郷3,605番1地先から長崎県西彼杵郡時津町日並郷3,607番2地先まで
時津町道 八工区線	長崎県西彼杵郡時津町日並郷3,607番2地先から長崎県西彼杵郡時津町日並郷3,619番地先まで
時津町道 八工区線	長崎県西彼杵郡時津町日並郷3,619番地先から長崎県西彼杵郡時津町日並郷3,450番15地先まで
臨港道路	略
略	

2 略

第47条～第55条 略

(自転車運転者講習)

第55条の2 法第108条の2第1項第14号に規定する講習を受けようとする者は、長崎県警察本部交通企画課長又は署長を經由して公安委員会に申請するものとする。

(特定任意講習)

第56条 略

(チャレンジ講習及び特定任意高齢者講習)

第56条の2 講習規則第2条に定めるチャレンジ講習及び特定任意高齢者講習を受けようとする者は、法第108条の2第3項により委託された者を經由して申込みを行った後、署長を經由して公安委員会に申請するものとする。

第57条～第62条 略

別表第2 (第16条の2関係)

路線名	区間
略	
佐世保市道 万津町2号線	略
臨港道路	略
略	

別記様式第4号（第8条関係）

No.	
<u>駐車禁止除外車両指定申請書</u>	
年 月 日	
長崎県公安委員会 殿	
住所 申請者 氏名	
事業所の所在地	
事業所名及び責任者名	電話
車 両 番 号	
理 由 (用務の具体的内容)	
期 間	年 月 日から 年 月 日まで
備 考	

別記様式第4号（第8条関係）

No.	
<u>駐 車 禁 止</u> <u>時間制限駐車区間規制</u> 除外車両指定申請書	
年 月 日	
長崎県公安委員会 殿	
住所 申請者 氏名	
事業所の所在地	
事業所名及び責任者名	電話
車 両 番 号	
理 由 (用務の具体的内容)	
期 間	年 月 日から 年 月 日まで
備 考	

別記様式第5号（第8条関係）

No.	
<u>駐車禁止除外車両指定申請書</u> (身体障害者等使用車両)	
年 月 日	
長崎県公安委員会 殿	
住所 申請者 氏名	
使 用 者 (身体障害者) の住所氏名	電話
車 両 所 有 者 (使 用 者) の住所氏名 ※ 車両を特定する 場合に記載する。	電話
車 両 登 録 番 号 ※ 車両を特定する 場合に記載する。	
理 由	<input type="checkbox"/> 身体障害者手帳 <input type="checkbox"/> 戦傷病者手帳 <input type="checkbox"/> 療育手帳 <input type="checkbox"/> 精神障害者保健福祉手帳 <input type="checkbox"/> 医療受給者証 <input type="checkbox"/> 小児慢性特定疾患児手帳 の交付を受け、歩行が困難なため。
期 間	年 月 日から 年 月 日まで
備 考	使用者(身体障害者等)の障害程度 手帳種別 <input type="checkbox"/> 身体障害者手帳 <input type="checkbox"/> 戦傷病者手帳 <input type="checkbox"/> 療育手帳 <input type="checkbox"/> 精神障害者保健福祉手帳 <input type="checkbox"/> 医療受給者証 <input type="checkbox"/> 小児慢性特定疾患児手帳 等級等 _____

別記様式第5号（第8条関係）

No.	
<u>駐 車 禁 止</u> <u>時間制限駐車区間規制</u> 除外車両指定申請書 (身体障害者等使用車両)	
年 月 日	
長崎県公安委員会 殿	
住所 申請者 氏名	
使 用 者 (身体障害者) の住所氏名	電話
車 両 所 有 者 (使 用 者) の住所氏名 ※ 車両を特定する 場合に記載する。	電話
車 両 登 録 番 号 ※ 車両を特定する 場合に記載する。	
理 由	<input type="checkbox"/> 身体障害者手帳 <input type="checkbox"/> 戦傷病者手帳 <input type="checkbox"/> 療育手帳 <input type="checkbox"/> 精神障害者保健福祉手帳 <input type="checkbox"/> 医療受給者証 <input type="checkbox"/> 小児慢性特定疾患児手帳 の交付を受け、歩行が困難なため。
期 間	年 月 日から 年 月 日まで
備 考	使用者(身体障害者等)の障害程度 手帳種別 <input type="checkbox"/> 身体障害者手帳 <input type="checkbox"/> 戦傷病者手帳 <input type="checkbox"/> 療育手帳 <input type="checkbox"/> 精神障害者保健福祉手帳 <input type="checkbox"/> 医療受給者証 <input type="checkbox"/> 小児慢性特定疾患児手帳 等級等 _____

別記様式第7号(第8条関係)

(表面)	18cm			
<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> 駐車禁止除外指定車 署 No. </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between; margin-top: 5px;"> 発行日 年 月 日 </div> <div style="text-align: center; margin: 10px 0;"> <h2 style="margin: 0;">使用中</h2> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin: 5px 0;"> 車両番号 号 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin: 5px 0; text-align: center;"> <small>運転者の連絡先/用務先 別紙のとおり</small> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between; margin: 5px 0;"> 有効期限 年 月 日まで </div> <div style="text-align: right; margin-right: 20px;"> 長崎県公安委員会 印 </div>				
13cm				

備考 緑線の色は緑色とする。

(裏面)

注意事項

1 この標章は、公安委員会による駐車禁止規制が行われている道路の部分以外の場所では使用できません。

※ 次のような駐車はできません。

- 駐停車禁止場所の駐車(道路交通法第44条第1項及び同法第75条の8)
- 法定駐車禁止場所の駐車(道路交通法第45条第1項各号及び第2項)
- 駐車の方法に従わない駐車(道路交通法第47条)
- 車庫代わり駐車(自動車の保管場所の確保等に関する法律第11条第1項)
- 長時間駐車(自動車の保管場所の確保等に関する法律第11条第2項)

2 この標章は、被交付者等が表面記載の車両を現に使用中の場合以外は使用できません。

3 この標章を使用する場合は、連絡先/用務先を読みやすく記載した紙とともに車両の前面の見やすい箇所に掲出して下さい。

4 現場において、警察官の指示があった場合には、その指示に従って下さい。

5 この標章を不正に使用した場合には返納を命ぜられることがあります。

6 次の場合は、この標章(2)の場合は発見した標章)を速やかに返納して下さい。

- (1) 有効期限が経過したとき。
- (2) 再交付を受けた後において、亡失した標章を発見したとき。
- (3) 使用する必要がなくなったとき。

被交付者等(法人等)については、当該法人等の所在地及び法人名等を記載

住所

氏名

別記様式第7号(第8条関係)

(表面)	18cm			
<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> 駐車禁止除外指定車 署 No. </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between; margin-top: 5px;"> 発行日 年 月 日 </div> <div style="text-align: center; margin: 10px 0;"> <h2 style="margin: 0;">使用中</h2> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin: 5px 0;"> 車両番号 号 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin: 5px 0; text-align: center;"> <small>運転者の連絡先/用務先 別紙のとおり</small> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between; margin: 5px 0;"> 有効期限 年 月 日まで </div> <div style="text-align: right; margin-right: 20px;"> 長崎県公安委員会 印 </div>				
13cm				

備考 緑線の色は緑色とする。

(裏面)

注意事項

1 この標章は、公安委員会による駐車禁止規制が行われている道路の部分以外の場所では使用できません。

※ 次のような駐車はできません。

- 駐停車禁止場所の駐車(道路交通法第44条及び同法第75条の8)
- 法定駐車禁止場所の駐車(道路交通法第45条第1項各号及び第2項)
- 駐車の方法に従わない駐車(道路交通法第47条)
- 車庫代わり駐車(自動車の保管場所の確保等に関する法律第11条第1項)
- 長時間駐車(自動車の保管場所の確保等に関する法律第11条第2項)

2 この標章は、被交付者等が表面記載の車両を現に使用中の場合以外は使用できません。

3 この標章を使用する場合は、連絡先/用務先を読みやすく記載した紙とともに車両の前面の見やすい箇所に掲出して下さい。

4 現場において、警察官の指示があった場合には、その指示に従って下さい。

5 この標章を不正に使用した場合には返納を命ぜられることがあります。

6 次の場合は、この標章(2)の場合は発見した標章)を速やかに返納して下さい。

- (1) 有効期限が経過したとき。
- (2) 再交付を受けた後において、亡失した標章を発見したとき。
- (3) 使用する必要がなくなったとき。

被交付者等(法人等)については、当該法人等の所在地及び法人名等を記載

住所

氏名

別記様式第8号(第8条関係)

(表面)	18cm			
<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> 駐車禁止除外指定車 署 No. </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between; margin-top: 5px;"> (身体障害者等使用車両) 発行日 年 月 日 </div> <div style="text-align: center; margin: 10px 0;"> <h2 style="margin: 0;">使用中</h2> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin: 5px 0;"> 車両番号 号 </div> <div style="margin: 5px 0;"> <small>※ その他、この標章の交付を受けた本人が現に使用中の車両</small> </div> <div style="margin: 5px 0;"> <small>※ 紫外線要保護者使用車両の除外時間については、昼間(日の出から日没まで)に限る。</small> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin: 5px 0; text-align: center;"> <small>運転者の連絡先/用務先 別紙のとおり</small> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between; margin: 5px 0;"> 有効期限 年 月 日まで </div> <div style="text-align: right; margin-right: 20px;"> 長崎県公安委員会 印 </div>				
13cm				

備考 緑線の色は緑色とする。

(裏面)

注意事項

1 この標章は、公安委員会による駐車禁止規制が行われている道路の部分以外の場所では使用できません。

※ 次のような駐車はできません。

- 駐停車禁止場所の駐車(道路交通法第44条第1項及び同法第75条の8)
- 法定駐車禁止場所の駐車(道路交通法第45条第1項各号及び第2項)
- 駐車の方法に従わない駐車(道路交通法第47条)
- 車庫代わり駐車(自動車の保管場所の確保等に関する法律第11条第1項)
- 長時間駐車(自動車の保管場所の確保等に関する法律第11条第2項)

2 この標章は、被交付者等が表面記載の車両を現に使用中の場合以外は使用できません。

3 この標章を使用する場合は、連絡先/用務先を読みやすく記載した紙とともに車両の前面の見やすい箇所に掲出して下さい。

4 現場において、警察官の指示があった場合には、その指示に従って下さい。

5 この標章を不正に使用した場合には返納を命ぜられることがあります。

6 次の場合は、この標章(2)の場合は発見した標章)を速やかに返納して下さい。

- (1) 有効期限が経過したとき。
- (2) 再交付を受けた後において、亡失した標章を発見したとき。
- (3) 使用する必要がなくなったとき。

被交付者等

住所

氏名

別記様式第8号(第8条関係)

(表面)	18cm			
<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> 駐車禁止除外指定車 署 No. </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between; margin-top: 5px;"> (身体障害者等使用車両) 発行日 年 月 日 </div> <div style="text-align: center; margin: 10px 0;"> <h2 style="margin: 0;">使用中</h2> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin: 5px 0;"> 車両番号 号 </div> <div style="margin: 5px 0;"> <small>※ その他、この標章の交付を受けた本人が現に使用中の車両</small> </div> <div style="margin: 5px 0;"> <small>※ 紫外線要保護者使用車両の除外時間については、昼間(日の出から日没まで)に限る。</small> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin: 5px 0; text-align: center;"> <small>運転者の連絡先/用務先 別紙のとおり</small> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between; margin: 5px 0;"> 有効期限 年 月 日まで </div> <div style="text-align: right; margin-right: 20px;"> 長崎県公安委員会 印 </div>				
13cm				

備考 緑線の色は緑色とする。

(裏面)

注意事項

1 この標章は、公安委員会による駐車禁止規制が行われている道路の部分以外の場所では使用できません。

※ 次のような駐車はできません。

- 駐停車禁止場所の駐車(道路交通法第44条及び同法第75条の8)
- 法定駐車禁止場所の駐車(道路交通法第45条第1項各号及び第2項)
- 駐車の方法に従わない駐車(道路交通法第47条)
- 車庫代わり駐車(自動車の保管場所の確保等に関する法律第11条第1項)
- 長時間駐車(自動車の保管場所の確保等に関する法律第11条第2項)

2 この標章は、被交付者等が表面記載の車両を現に使用中の場合以外は使用できません。

3 この標章を使用する場合は、連絡先/用務先を読みやすく記載した紙とともに車両の前面の見やすい箇所に掲出して下さい。

4 現場において、警察官の指示があった場合には、その指示に従って下さい。

5 この標章を不正に使用した場合には返納を命ぜられることがあります。

6 次の場合は、この標章(2)の場合は発見した標章)を速やかに返納して下さい。

- (1) 有効期限が経過したとき。
- (2) 再交付を受けた後において、亡失した標章を発見したとき。
- (3) 使用する必要がなくなったとき。

被交付者等

住所

氏名

別記様式第16号（第18条関係）

安全運転管理者に関する届出書

年 月 日

長崎県公安委員会 殿

届出者の住所・氏名
(法人にあってはその所在地・名称及び代表者の氏名)

住所
氏名
(電話)

安全運転管理者を選任したのでお届けします。

選任年月日	年 月 日	名称	
安全運転管理者 (ふりがな)		位置	
氏名		業種別	1. 官公署 2. 公社・公団等 3. 農業 4. 林業 5. 漁業 6. 鉱業 7. 建設業 8. 製造業 9. 卸売・小売業 10. 不動産業 11. 金融保険業 12. 運輸業 13. 電気ガス 14. 通信業 15. サービス業 16. その他
資格要件	生年月日 (年齢) (歳)	1 運転管理の実務経験2年以上 2 運転管理の実務経験1年以上で公安委員会の教習修了 3 公安委員会の認定	自動車の使用の本拠地
職務上の地位	勤務期間 勤務所名 職名	乗用車 貨物車	大型 中型 小型 普通 軽 特種
二年以上の実務経験の場合はその管理経験又は	自 . . . 至 . . .	自 . . . 至 . . .	自 . . . 至 . . .
前安全運転管理者	解任年月日 年 月 日	氏名	解任事由
			1 死亡 2 退職 3 転任 4 解任命令 5 その他 ()
備考			

(注意事項)

- 1 自動車台数について、二輪車は1台につき0.5台として計上し、第1種原動機付自転車は計上しないこと。
- 2 運転者数は、当該運転者が保有する免許のうち、最上位の免許のみを計上すること。
- 3 届出書には次の書類を添付すること。
 - (1) 住民票の写し、運転免許証の写し、旅券の写し、個人番号カード（お持ちのみの）の写しのいずれか。
 - (2) 運転免許を有する安全運転管理者等については自動車安全運転センターが発行する運転記録証明書

別記様式第17号（第18条関係）

副安全運転管理者に関する届出書

年 月 日

長崎県公安委員会 殿

届出者の住所・氏名
(法人にあってはその所在地・名称及び代表者の氏名)

住所
氏名
(電話)

副安全運転管理者を選任したのでお届けします。

選任年月日	年 月 日	名称	
副安全運転 管理者氏名	(ふりがな)	位置	
資格要件	生年月日 (年齢) (歳)	1 運転管理の実務経験1年以上 2 運転経験3年以上 3 公安委員会の認定	の運転管理の実務経験1年以上
職務上の地位	勤務期間 勤務所名 職名	自 . . . 至 . . .	自 . . . 至 . . .
運転経験 3年以上 の場合	免許の種類 免許取得年月日 免許番号 交付年月日 交付 付 公安委員会	前副安全 運転 管理者	解任年月日 年 月 日 氏名 解任事由 1 死亡 2 退職 3 転任 4 解任命令 5 その他 ()
備考			

(注意事項)

- 1 届出書には次の書類を添付すること。
 - (1) 住民票の写し、運転免許証の写し、旅券の写し、個人番号カード（お持ちのみの）の写しのいずれか（資格要件2の場合は運転免許証の写し）
 - (2) 運転免許を有する安全運転管理者等については自動車安全運転センターが発行する運転記録証明書

別記様式第16号（第18条関係）

安全運転管理者に関する届出書

年 月 日

長崎県公安委員会 殿

届出者の住所・氏名
(法人にあってはその所在地・名称及び代表者の氏名)

住所
氏名
(電話)

安全運転管理者を選任したのでお届けします。

選任年月日	年 月 日	名称	
安全運転管理者 (ふりがな)		位置	
氏名		業種別	1. 官公署 2. 公社・公団等 3. 農業 4. 林業 5. 漁業 6. 鉱業 7. 建設業 8. 製造業 9. 卸売・小売業 10. 不動産業 11. 金融保険業 12. 運輸業 13. 電気ガス 14. 通信業 15. サービス業 16. その他
資格要件	生年月日 (年齢) (歳)	1 運転管理の実務経験2年以上 2 運転管理の実務経験1年以上で公安委員会の教習修了 3 公安委員会の認定	自動車の使用の本拠地
職務上の地位	勤務期間 勤務所名 職名	乗用車 貨物車	大型 中型 小型 普通 軽 特種
二年以上の実務経験の場合はその管理経験又は	自 . . . 至 . . .	自 . . . 至 . . .	自 . . . 至 . . .
前安全運転管理者	解任年月日 年 月 日	氏名	解任事由
			1 死亡 2 退職 3 転任 4 解任命令 5 その他 ()
備考			

届出書の記載要領

- 1 捺印欄は記載しないこと。
- 2 安全運転管理者を要するときは、必ず前安全運転管理者名、解任事由を記入すること。

(注) 届出書には次の書類を添付してください。

- 住民票の写し
- 履歴書
- 管理票証明（証明の範囲は安全運転管理者としての管理票を証明する程度のもの）
- 運転免許を有する安全運転管理者等については自動車安全運転センターが発行する運転記録証明書

別記様式第17号（第18条関係）

副安全運転管理者に関する届出書

年 月 日

長崎県公安委員会 殿

届出者の住所・氏名
(法人にあってはその所在地・名称及び代表者の氏名)

住所
氏名
(電話)

副安全運転管理者を選任したのでお届けします。

選任年月日	年 月 日	名称	
副安全運転 管理者氏名	(ふりがな)	位置	
資格要件	生年月日 (年齢) (歳)	1 運転管理の実務経験1年以上 2 運転経験3年以上 3 公安委員会の認定	の運転管理の実務経験1年以上
職務上の地位	勤務期間 勤務所名 職名	自 . . . 至 . . .	自 . . . 至 . . .
運転経験 3年以上 の場合	免許の種類 免許取得年月日 免許番号 交付年月日 交付 付 公安委員会	前副安全 運転 管理者	解任年月日 年 月 日 氏名 解任事由 1 死亡 2 退職 3 転任 4 解任命令 5 その他 ()
備考			

届出書の記載要領

- 1 捺印欄は記載しないこと。
- 2 副安全運転管理者を要するときは、必ず前副安全運転管理者名、解任事由を記入すること。

(注) 届出書には次の書類を添付してください。

- 住民票の写し
- 履歴書
- 運転記録（自動車等の運転免許証の写し）又は管理票証明（証明の範囲は副安全運転管理者としての管理票を証明する程度のもの）
- 運転免許を有する安全運転管理者等については自動車安全運転センターが発行する運転記録証明書

附 則

(施行期日)

- この規則は、令和4年4月1日から施行する。ただし、第46条、第47条、第57条、第58条及び第59条の2の改正規定は、同年5月13日から施行する。

(経過措置)

- この規則の施行の際、この規則による改正前の長崎県道路交通法施行細則別記様式第4号、別記様式第5号、別記様式第7号及び別記様式第8号による用紙で、現に残存するものは、必要により所要の修正を加え、なお使用することができる。
- この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の長崎県道路交通法施行細則第8条第9項の規定により交付されている標章は、この規則による改正後の長崎県道路交通法施行細則第8条第9項の規定により交付された標章とみなす。

公安委員会告示

長崎県公安委員会告示第11号

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条の規定により、警備員又は警備員になろうとする者に対する検定を実施するので、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第7条の規定により、次のとおり公示する。

令和4年3月18日

長崎県公安委員会委員長 山中 勝義

1 検定を行う警備業務の種別、区分、日時及び場所

種別及び区分	日時	場所
核燃料物質等危険物運搬警備業務 1級	令和4年6月30日（木）午前9時から午後6時までの間	福岡県北九州市門司区小森江三丁目9番1号 福岡県警察警備員教育センター
核燃料物質等危険物運搬警備業務 2級	令和4年7月1日（金）午前9時から午後6時までの間	

2 検定予定人員

各区分とも10人

3 受検資格

(1) 核燃料物質等危険物運搬警備業務 1級

長崎県内に住所を有する者又は長崎県内の営業所に属する警備員であつて、次のいずれかに該当するものとする。

ア 核燃料物質等危険物運搬警備業務 2級の検定に係る合格証明書の交付を受けている者であつて、当該合格証明書の交付を受けた後、核燃料物質等危険物運搬警備業務に従事した期間が1年以上であるもの

イ 長崎県公安委員会がアに掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者

(2) 核燃料物質等危険物運搬警備業務 2級

長崎県内に住所を有する者又は長崎県内の営業所に属する警備員とする。

4 検定試験内容

(1) 核燃料物質等危険物運搬警備業務 1級

ア 学科試験

㍑ 警備業務に関する基本的な事項

㍑ 法令に関すること。

㍑ 核燃料物質等危険物に関すること。

㍑ 車両による伴走及び周囲の見張りに関すること。

㍑ 核燃料物質等危険物運搬警備業務の管理に関すること。

㍑ 核燃料物質等危険物に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

イ 実技試験

㍑ 車両による伴走及び周囲の見張りに関すること。

- (イ) 核燃料物質等危険物運搬警備業務の管理に関すること。
 - (ウ) 核燃料物質等危険物に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
- (2) 核燃料物質等危険物運搬警備業務2級

ア 学科試験

- (ア) 警備業務に関する基本的な事項
- (イ) 法令に関すること。
- (ウ) 核燃料物質等危険物に関すること。
- (エ) 車両による伴走及び周囲の見張りに関すること。
- (オ) 核燃料物質等危険物に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

イ 実技試験

- (ア) 車両による伴走及び周囲の見張りに関すること。
- (イ) 核燃料物質等危険物に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

5 検定の方法

検定においては、学科試験を実技試験の前に行うものとし、学科試験に合格しなかった者に対しては、実技試験を行わない。

6 検定申請の手続

(1) 申請期間、申請先等

申請期間	申請時間	申請先
令和4年4月11日（月）から同月22日（金）まで。ただし、土曜日及び日曜日を除く。	午前9時から 午後4時まで	申請者の住所地を管轄する警察署又は申請者が警備員である場合は、その者が属する営業所の所在地を管轄する警察署

※ 検定申請の受付は、先着順とし、予定人員に達した場合は申請期間の途中であっても締め切る。また、郵送による検定申請は受け付けない。

検定申請は、受検者本人が行うものとするが、やむを得ない事情等により代理人が行う場合は、受検者本人の委任状を持参すること。

(2) 提出書類

ア 核燃料物質等危険物運搬警備業務1級

- (ア) 検定申請書 1通
- (イ) 申請者が警備員である場合は、次に掲げるいずれかの書面
 - a 申請者の住所地を管轄する警察署に書類を提出する場合は、住所地を疎明する書面 1通
 - b 申請者の属する営業所の所在地を管轄する警察署に書類を提出する場合は、次に掲げるいずれかの書面
 - (a) 申請者の住所地を管轄する警察署と属する営業所の所在地を管轄する警察署が同一である場合は、住所地を疎明する書面又は当該営業所に属することを疎明する書面 いずれか1通
 - (b) 申請者の住所地を管轄する警察署と属する営業所の所在地を管轄する警察署が異なる場合は、当該営業所に属することを疎明する書面 1通
- (ウ) 申請者が警備員でない場合は、住所地を疎明する書面 1通
- (エ) 次に掲げるいずれかの書面 1通
 - a 3(1)アの受検資格に該当する場合は、核燃料物質等危険物運搬警備業務2級の検定に係る合格証明書の写し及び3(1)アに該当する者であることを疎明する書面（警備業者が作成する警備業務従事証明書など）
 - b 3(1)イの受検資格に該当する場合は、検定規則第8条第2号の規定により長崎県公安委員会が交付した書面
- (オ) 写真（申請前6か月以内に撮影した無帽・正面・上三分身・無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの） 2葉

イ 核燃料物質等危険物運搬警備業務2級

- (ア) 検定申請書 1通
- (イ) 申請者が警備員である場合は、次に掲げるいずれかの書面
 - a 申請者の住所地を管轄する警察署に書類を提出する場合は、住所地を疎明する書面 1通

- b 申請者の属する営業所の所在地を管轄する警察署に書類を提出する場合は、次に掲げるいずれかの書面
- (a) 申請者の住所地を管轄する警察署と属する営業所の所在地を管轄する警察署が同一である場合は、住所地を疎明する書面又は当該営業所に属することを疎明する書面 いずれか1通
- (b) 申請者の住所地を管轄する警察署と属する営業所の所在地を管轄する警察署が異なる場合は、当該営業所に属することを疎明する書面 1通
- (ウ) 申請者が警備員でない場合は、住所地を疎明する書面 1通
- (四) 写真（申請前6か月以内に撮影した無帽・正面・上三分身・無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの） 2葉
- 7 検定手数料及び納付方法
- (1) 検定手数料
核燃料物質等危険物運搬警備業務1級、2級とも16,000円
- (2) 納付方法
検定手数料は、検定申請時に、長崎県収入証紙により納付すること。
なお、検定申請の受付後は、納入された検定手数料は返還しない。
- 8 合格発表
各検定の合格発表は、検定当日、本人に対して行う。
- 9 その他
- (1) 新型コロナウイルス感染症関係
新型コロナウイルス感染症の状況により、急遽、検定を中止する場合がある。
- (2) 検定の共同実施
この検定は、長崎県公安委員会及び福岡県公安委員会が共同で実施する。
- (3) 持参する物
検定当日は、筆記用具、受検票及び動きやすい服装を必ず持参（各受検者への貸与ロッカー有り。）すること。
- (4) 問合せ先
ア 長崎県内の最寄りの警察署の生活安全課又は刑事生活安全課
イ 長崎県警察本部生活安全部生活環境課許可業務指導室営業第二係（警備業担当）（電話 095-820-0110 内線3185）

人事委員会公告

警察官Ⅰ類（男性）採用試験Ⅰ類A〔第1回〕・Ⅰ類Bの実施（公告）

令和4年度警察官Ⅰ類（男性）採用試験Ⅰ類A〔第1回〕・Ⅰ類Bの実施について、職員の任用に関する規則（昭和33年長崎県人事委員会規則第10号）第12条第1項の規定により次のとおり告知する。

令和4年3月18日

長崎県人事委員会
委員長 水上 正博

- 1 対象となる職
長崎県、警視庁（東京都）、神奈川県、愛知県及び大阪府にそれぞれ勤務する警察官（巡査）
- 2 試験職種
Ⅰ類A（一般、サイバー、武道）
Ⅰ類B（一般（SPI方式））
- 3 職務内容
個人の生命、身体及び財産の保護、犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他の公共の安全と秩序の維持等の任務
- 4 給与
初任給は、各都府県の職員に関する条例、規則等に基づいて支給される。令和4年4月1日現在の長崎県の初任給月額額は203,800円で、この他住居手当、通勤手当、地域手当、特勤手当、期末手当、勤勉手当等の

手当がそれぞれの支給要件に応じて支給される。ただし、初任給月額、学歴や職歴に応じて加算されることがある。

5 受験資格

試験職種及び都府県ごとの受験資格の要件は、次表のとおりとする。

区分	試験職種	都府県	要件（下記の項目を満たさなければならない。）	
			年齢・性別	学歴
I 類A	一 般	長崎県	平成4年4月2日以降に生まれた男性	学校教育法による大学（短期大学を除く。）を卒業した者又は令和5年3月31日までに卒業見込みの者（人事委員会が同等の資格があると認める者を含む。）
		警視庁（東京都）	昭和62年4月2日から平成13年4月1日までに生まれた男性	
		神奈川県	昭和62年4月2日以降に生まれた男性	
		愛知県	平成元年4月2日以降に生まれた男性	
		大阪府	平成元年4月2日から平成17年4月1日までに生まれた男性	
	サイバー	長崎県	次の(1)又は(2)のいずれかの要件を満たす男性 (1) 平成4年4月2日から平成13年4月1日までに生まれた者〔学歴不問〕 (2) 平成13年4月2日以降に生まれた者で、学校教育法による大学（短期大学を除く。）を卒業した者又は令和5年3月31日までに卒業見込みの者（人事委員会が同等の資格があると認める者を含む。）	
	武 道			
I 類B	一般（SPI方式）	長崎県	平成4年4月2日以降に生まれた男性	学校教育法による大学（短期大学を除く。）を卒業した者又は令和5年3月31日までに卒業見込みの者（人事委員会が同等の資格があると認める者を含む。）

ただし、日本国籍を有しない者及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条の規定に該当する者は、この試験を受験できない。

6 第1次試験

(1) 試験種目

試験職種ごとの試験種目は、次表のとおりとする。なお、試験職種「武道」の選択試験については、柔道または剣道のいずれかを選択して受験する。

区分	試験職種	試 験 種 目
I 類A	一 般	教養試験（五肢択一式）
	サイバー	教養試験（五肢択一式）及び選択試験（筆記試験）
	武 道	教養試験（五肢択一式）及び選択試験（実技等試験）
I 類B	一般（SPI方式）	SPI3（基礎能力検査）（択一式）及びアピールシート作成

(2) 試験の実施日

I 類A 令和4年7月10日（日）

I 類B 令和4年6月5日（日）

(3) 試験地

長崎市

(4) 第1次試験合格者発表

「I 類A」の長崎県志望者は令和4年7月19日（火）、「I 類B」は令和4年6月20日（月）に長崎県庁玄関エントランスホール、長崎県警察本部掲示板、長崎県人事委員会のホームページに合格者の受験番号を掲示して発表するほか、合格者に書面で通知する。「I 類A」の他都府県志望者については、合格者に書面でそれぞれ通知される。

7 第2次試験（I類A、I類B共通）

(1) 試験種目

人物試験（個別面接）、論文試験、身体等検査及び体力試験、適性検査

(2) 試験の実施日及び試験場所

第1次試験合格者に別途通知する。

8 最終合格発表

「I類A」の長崎県志望者及び「I類B」については、令和4年9月中旬に、長崎県庁玄関エントランスホール、長崎県警察本部掲示板、長崎県人事委員会のホームページに合格者の受験番号を掲示して発表するほか、受験者に合否を書面で通知する。

「I類A」の他都府県志望者については、受験者に合否を書面でそれぞれ通知される。

9 採用候補者名簿及び採用方法

(1) 人事委員会は試験職種ごとに採用候補者名簿を作成し、最終合格者の氏名及び得点を記載する。

(2) 任命権者は、採用候補者名簿に基づき、提示された者の中から採用を行う。

(3) 「5 受験資格」における試験職種「一般」及び「一般（SPI方式）」を受験した「卒業見込みの者」、試験職種「サイバー」「武道」を受験した(2)に該当する「卒業見込みの者」にあつては、令和5年3月31日までに卒業できない場合は、採用される資格を失う。

10 受験手続

(1) 試験案内及び受験申込書の入手方法

ア 長崎県人事委員会事務局、長崎県庁玄関エントランスホール、長崎・県央・県北・島原・五島（上五島支所含む）・壱岐・対馬の各振興局、東京・大阪の各事務所、大瀬戸・田平の各土木維持管理事務所及び長崎駅前・大村の各バスターミナル並びに長崎県警察本部・長崎県内各警察署で入手する。

イ 郵便によって請求する。その場合は、140円切手を貼ったあて先明記の返信用封筒（角形2号）を同封し、表に「警I（男性）試験案内請求」と朱書きして、長崎県人事委員会事務局あて郵送する。

ウ 長崎県人事委員会または長崎県警察本部のホームページからダウンロードする。

(2) 受験の申込み

受験希望者は、受験申込書に所要事項を記入し、長崎県警察本部警務課に提出すること。長崎県電子申請システムによる場合は、受験申込書に所要事項を入力し、データを送信すること。

(3) 申込受付期間及び申込受付時間

「I類A」は令和4年4月18日（月）から5月13日（金）までの午前9時から午後5時までとする。「I類B」は令和4年4月18日（月）から5月6日（金）までの午前9時から午後5時までとする。ただし、持参による申込みは土曜日、日曜日及び祝日は受け付けない。

なお、郵送による申込みは、「I類A」は令和4年5月13日（金）までの消印のあるものに限り受け付ける。「I類B」は令和4年5月6日（金）までの消印のあるものに限り受け付ける。電子申請システムによる申込みは、「I類A」は令和4年5月13日（金）24時まで受け付ける。「I類B」は令和4年5月6日（金）24時まで受け付ける。

11 その他

受験手続その他受験に関する問い合わせは、長崎県人事委員会事務局または長崎県警察本部警務課に行うこと。

長崎県人事委員会事務局

郵便番号 850-8570（住所記載不要）

電話 095-894-3542（直通）

095-824-1111（代表） 内線 3542

長崎県警察本部警務課

郵便番号 850-8548（住所記載不要）

電話 095-820-1504（直通）

095-820-0110（代表） 内線 2652

長崎県警察官I類（女性）採用試験I類A[第1回]・I類Bの実施（公告）

令和4年度長崎県警察官I類（女性）採用試験I類A[第1回]・I類Bの実施について、職員の任用に関する規則（昭和33年長崎県人事委員会規則第10号）第12条第1項の規定により次のとおり告知する。

令和4年3月18日

長崎県人事委員会
委員長 水上 正博

- 1 対象となる職
長崎県に勤務する警察官（巡査）
- 2 試験職種
I類A（一般、サイバー、武道）
I類B（一般（SPI方式））
- 3 職務内容
個人の生命、身体及び財産の保護、犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他の公共の安全と秩序の維持等の任務
- 4 給与
令和4年4月1日現在の初任給月額が203,800円で、この他住居手当、通勤手当、地域手当、特勤手当、期末手当、勤勉手当等の手当がそれぞれの支給要件に応じて支給される。ただし、初任給月額は、学歴や職歴に応じて加算されることがある。
- 5 受験資格
受験資格の要件は、次表のとおりとする。

区分	試験職種	要件（下記の項目を満たさなければならない。）	
		年齢・性別	学歴
I類A	一般	平成4年4月2日以降に生まれた女性	学校教育法による大学（短期大学を除く。）を卒業した者又は令和5年3月31日までに卒業見込みの者（人事委員会が同等の資格があると認める者を含む。）
I類B	一般（SPI方式）		
I類A	サイバー	次の(1)又は(2)のいずれかの要件を満たす女性 (1) 平成4年4月2日から平成13年4月1日までに生まれた者〔学歴不問〕 (2) 平成13年4月2日以降に生まれた者で、学校教育法による大学（短期大学を除く。）を卒業した者又は令和5年3月31日までに卒業見込みの者（人事委員会が同等の資格があると認める者を含む。）	
	武道		

ただし、日本国籍を有しない者及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条の規定に該当する者は、この試験を受験できない。

- 6 第1次試験
 - (1) 試験種目
試験職種ごとの試験種目は、次表のとおりとする。なお、試験職種「武道」の選択試験については、柔道または剣道のいずれかを選択して受験する。

区分	試験職種	試験種目
I類A	一般	教養試験（五肢択一式）
	サイバー	教養試験（五肢択一式）及び選択試験（筆記試験）
	武道	教養試験（五肢択一式）及び選択試験（実技等試験）
I類B	一般（SPI方式）	SPI3（基礎能力検査）（択一式）及びアピールシート作成

- (2) 試験の実施日
I類A 令和4年7月10日（日）
I類B 令和4年6月5日（日）
- (3) 試験地
長崎市
- (4) 第1次試験合格者発表

「I類A」は令和4年7月19日（火）、「I類B」は令和4年6月20日（月）に、長崎県庁玄関エントランスホール、長崎県警察本部掲示板、長崎県人事委員会のホームページに合格者の受験番号を掲示して発表するほか、合格者に書面で通知する。

7 第2次試験（I類A、I類B共通）

(1) 試験種目

人物試験（個別面接）、論文試験、身体等検査及び体力試験、適性検査

(2) 試験の実施日及び試験場所

第1次試験合格者に別途通知する。

8 最終合格発表

令和4年9月中旬に、長崎県庁玄関エントランスホール、長崎県警察本部掲示板、長崎県人事委員会のホームページに合格者の受験番号を掲示して発表するほか、受験者に合否を書面で通知する。

9 採用候補者名簿及び採用方法

(1) 人事委員会は試験職種ごとに採用候補者名簿を作成し、最終合格者の氏名及び得点を記載する。

(2) 任命権者は、採用候補者名簿に基づき、提示された者の中から採用を行う。

(3) 「5 受験資格」における試験職種「一般」及び「一般（SPI方式）」を受験した「卒業見込みの者」、試験職種「サイバー」「武道」を受験した(2)に該当する「卒業見込みの者」にあつては、令和5年3月31日までに卒業できない場合は、採用される資格を失う。

10 受験手続

(1) 試験案内及び受験申込書の入手方法

ア 長崎県人事委員会事務局、長崎県庁玄関エントランスホール、長崎・県央・県北・島原・五島（上五島支所含む）・壱岐・対馬の各振興局、東京・大阪の各事務所、大瀬戸・田平の各土木維持管理事務所及び長崎駅前・大村の各バスターミナル並びに長崎県警察本部・長崎県内各警察署で入手する。

イ 郵便によって請求する。その場合は、140円切手を貼ったあて先明記の返信用封筒（角形2号）を同封し、表に「警I（女性）試験案内請求」と朱書きして、長崎県人事委員会事務局あて郵送する。

ウ 長崎県人事委員会または長崎県警察本部のホームページからダウンロードする。

(2) 受験の申込み

受験希望者は、受験申込書に所要事項を記入し、長崎県警察本部警務課に提出すること。長崎県電子申請システムによる場合は、受験申込書に所要事項を入力し、データを送信すること。

(3) 申込受付期間及び申込受付時間

「I類A」は令和4年4月18日（月）から5月13日（金）までの午前9時から午後5時までとする。「I類B」は令和4年4月18日（月）から5月6日（金）までの午前9時から午後5時までとする。ただし、持参による申込みは土曜日、日曜日及び祝日は受け付けない。

なお、郵送による申込みは、「I類A」は令和4年5月13日（金）までの消印のあるものに限り受け付ける。「I類B」は令和4年5月6日（金）までの消印のあるものに限り受け付ける。電子申請システムによる申込みは、「I類A」は令和4年5月13日（金）24時まで受け付ける。「I類B」は令和4年5月6日（金）24時まで受け付ける。

11 その他

受験手続その他受験に関する問い合わせは、長崎県人事委員会事務局または長崎県警察本部警務課に行うこと。

長崎県人事委員会事務局

郵便番号 850-8570（住所記載不要）

電話 095-894-3542（直通）

095-824-1111（代表） 内線 3542

長崎県警察本部警務課

郵便番号 850-8548（住所記載不要）

電話 095-820-1504（直通）

095-820-0110（代表） 内線 2652

長崎県内水面漁場管理委員会指示

令和4年長崎県内水面漁場管理委員会指示第1号

漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項及び第171条第4項の規定に基づき、コイヘルペスウイルス病のまん延を防止するため、次のとおり指示する。

令和4年3月18日

長崎県内水面漁場管理委員会会長 荒川 敏久

1 指示の内容

県内の公共用水面及びこれと接続して一体を成す水面において、コイ（マゴイ及びニシキゴイをいう。以下同じ。）がコイヘルペスウイルス病にかかり、又はかかっている疑いがあると知事が認めた場合は、当該水系（水面に設置した工作物等により、コイの移動が考えられず、制限する必要がないと判断される水域を除く。）において採捕したコイを持ち出し、他の水域（当該水系以外の河川・湖沼等）に放流してはならない。

この場合、当該水系の範囲等については、知事が別途定め、速やかに公表するものとする。

2 指示の有効期間

この指示の有効期間は、令和4年4月1日から令和5年3月31日までとする。

発行者
長崎県
長崎市尾上町三番一号

電話代表
直通
(八九五)二二一四

印刷所
長崎市樺島町八番十二号

株式会社
寺田宏
弥ト